

副本

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人(一審被告) 国


被控訴人(一審原告) 大川原化工機株式会社 ほか5名


控 訴 理 由 書

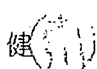
令和6年2月29日

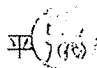
東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

一審被告国指定代理人

與 水 将 利 

江 原 謙 

古 川 善 健 

西 方 俊 平 

第1	はじめに	7
1	事案の概要(一審被告国との関係)	7
2	原判決の要旨	7
3	本件控訴理由書の骨子	9
(1)	検察官の公訴提起の判断が合理的根拠を欠く違法なものか否かは、公訴提起時点における通常の検察官の視点から見て、現に収集された証拠及び通常要求される捜査を行えば収集し得た証拠に基づいて判断すべきであり、後方視的観点から判断することは許されないこと	9
(2)	第1事件に係る本件公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起は国賠法1条1項の適用上違法でないこと	11
(3)	事後的な事情を前提として後方視的観点から塚部検事の公訴提起の判断に合理的根拠がないとした原判決の判断が誤りであること	12
4	本件控訴理由書の構成	13
第2	検察官の公訴提起及び勾留請求の国賠法上の違法性を職務行為基準説及び合理的理由欠如説により判断する以上、当該職務行為時における通常の検察官の視点から見て有罪判決を期待し得る合理的な根拠の有無を判断しなければならず、後方視的観点からの判断は許されないこと	14
1	検察官の職務行為についての国賠法上の違法性の判断基準	14
(1)	国賠法1条1項の「違法」の意義	14
(2)	検察官の職務行為についての違法性も職務行為基準説により判断すべきであること	15
2	検察官の公訴提起の違法性は公訴提起時点における有罪判決を期待し得る合理的根拠の有無により判断すべきであること	16
(1)	検察官の公訴提起時に要求される犯罪の嫌疑の程度からすれば、公訴提起の違法性は検察官の公訴提起時の判断に有罪判決を期待し得る合理的根拠が	

- あるか否かにより判断すべきであること 16
- (2) 公訴提起の違法性を職務行為基準説及び合理的理由欠如説で判断するに当たっては検察官の個人差による判断の幅を考慮すべきであること 19
- (3) 公訴提起の違法性を職務行為基準説及び合理的理由欠如説により判断する以上、その判断の前提となる資料は公訴提起時点において現に収集された証拠及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠に限られること 21
- (4) 小括 24
- 3 勾留請求の違法性についても職務行為基準説及び合理的理由欠如説によって判断すべきであること 25
 - (1) 勾留請求の違法性の判断基準 25
 - (2) 勾留請求の違法性を判断する前提となる資料 27
- 第3 第1事件に係る本件公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法ではないこと 27
 - 1 はじめに 27
 - 2 第1事件における捜査経過や証拠資料等 28
 - (1) 令和元年6月以降、第1事件の送致時点(令和2年3月12日)までの捜査経過 28
 - (2) 一審原告大川原ら3名が逮捕され、検察庁に送致された令和2年3月12日までに得られていた証拠資料 29
 - (3) 第1事件に係る本件勾留請求時(令和2年3月12日時点)における証拠資料 44
 - (4) 第1事件の勾留期間中(令和2年3月13日以降)の捜査経過や収集した証拠資料等 47
 - 3 ■■■ 検事が第1事件に係る本件公訴提起時において、■■■らの供述を踏まえても、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの客観的構成要件を充たすものとして公

訴提起の判断をしたことが不合理とはいえないこと	53
(1) 警視庁公安部が実施した最低温箇所の特定経過及びそれに基づく有識者による殺菌実験結果に不合理な点は見当たらないこと	54
(2) 警視庁公安部が実施した最低温箇所の特定に関する温度測定実験及びそれに基づいた殺菌実験結果については、信用性の認められる第三者の供述によっても裏付けられていたこと	56
(3) 第1事件に係る本件公訴提起前に最低温箇所の特定が具体的な争点として顕在化していなかったこと	57
(4) ■■■■■らの供述は、いずれも警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難いものであったこと	59
(5) ■■■■■検事が第1事件に係る本件公訴提起時において、■■■■■らの供述を踏まえても、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハの客観的構成要件に該当するものとして公訴提起をする判断をしたことが不合理とはいえないこと	64
4 第1事件に係る本件公訴提起以降の捜査経過及び■■■■■検事による第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起の判断に不合理な点はないこと	67
(1) 第1事件に係る本件公訴提起以降の捜査経過、第2事件に係る本件勾留請求時(令和2年5月27日時点)の証拠資料	67
(2) 第2事件の勾留期間中(令和2年5月27日以降)の捜査経過や収集した証拠資料等	68
(3) 第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起の判断に不合理な点はないこと	69
第4 原判決の判断の誤り	71
1 第1事件に係る本件公訴提起の時点で本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定のために再度の温度測定実験を行うことが「通常要求される捜査」であったと評価した原判決の判断の誤り	71

(1) 原判決は、職務行為基準説及び合理的理由欠如説により公訴提起の違法性を判断するとしながら、実際には、本件公訴提起後の事情を前提に後方視的観点から[]検事の本件公訴提起の違法性を判断していること	71
(2) 原判決は、公訴提起に要求される犯罪の嫌疑の程度は有罪判決に要求される嫌疑の程度より低いもので足りると判示した芦別国賠最高裁判決の判示にも反すること	73
2 []らの供述について、[]らが虚偽供述をするおそれの有無、従前の供述経過や供述の変遷、他の証拠との整合性を十分に検討することなく、それ自体を単体として切り取って評価したことによる判断の誤り	75
(1) 原判決における[]らの供述の信用性に対する評価の誤り(その1)	75
(2) 原判決における[]らの供述の信用性に対する評価の誤り(その2)	76
(3) 原判決における[]らの供述の信用性に対する評価の誤り(その3)	77
(4) 小括	78
3 「再度の温度測定を行ってれば、本件噴霧乾燥器1の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できた」とする原判決の評価の誤り	79
(1) 原判決における再度の温度測定に関する評価	79
(2) 弁護人の再実験の内実	80
(3) 原判決の評価の誤り	83
4 勾留請求の違法性の判断基準についての誤り	83
5 結論	84
第5 原判決が認定した一審原告会社の損害額が過大であること	85
1 はじめに	85
2 原判決が認定した刑事弁護費用全額が損害であると認めることには疑義があること	86

3	原判決が認定した一審被告国の損害には、相当因果関係のない損害まで含まれていること	88
	(1) 刑事弁護費用について	88
	(2) 信用毀損による損害について	88
4	小括	89
第6	結語	89

控訴人(以下「一審被告国」という。)は、本書面において控訴の理由を明らかにする。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほかは原判決の例により、原判決に例のないものは、一審被告国の原審における準備書面等の例による。

第1 はじめに

1 事案の概要(一審被告国との関係)

本件は、被控訴人(以下「一審原告」という。)大川原、一審原告島田及び亡相嶋の3名(以下「一審原告大川原ら3名」という。)が、共謀の上、一審原告会社の業務に関し、外為法の規制対象物件である本件各噴霧乾燥器を経済産業大臣の許可を得ずに中華人民共和国及び大韓民国に輸出したとの本件各事件について、同事件の捜査を担当した■■■■検事により本件勾留請求及び本件公訴提起がされ(本件公訴提起は一審原告会社も含む。)、その後に公訴取消しがされたところ、一審原告らが、一審被告国に対し、■■■■検事による本件各事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法であると主張して、一審被告都と連帯して、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原判決の要旨

原判決は、■■■■検事が、本件各噴霧乾燥器が外為法の規制対象物件の要件の一つである本件要件ハ(「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」)に該当すると判断して行った本件勾留請求及び本件公訴提起について、要旨、以下のとおり判示して、第1事件に係る本件公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法であると判断し、一審被告国について、一審被告都と連帯して、一審原告らに対して、合計1億5844万9209円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう

命じた。

- (1) ■■■■検事は、第1事件に係る本件公訴提起前の時点で、他の検事(応援検事)から、一審原告会社の従業員らが一審原告会社の噴霧乾燥器について、最も温度が上がりにくい箇所を指摘している旨の報告を受けていた。

同従業員らの指摘は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定に疑問を抱かせるものであって、有罪立証をする上ではこの点の検証は当然に必要な捜査であった。

その上で、一審原告大川原ら3名の弁護人が公判前整理手続中に証拠申出した再実験の結果報告書(甲15ないし19、21)や、弁護人の再実験を受けて検察官において再度実験を行ったところ、有罪立証が困難と判断して公訴取消しに至ったこと(丙37)をも踏まえると、再度の温度測定を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所の細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できた。

そうすると、■■■■検事が通常要求される捜査を遂行すれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの規制対象に当たらないことの証拠を得ることができたといえるから、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名に有罪と認められる嫌疑があると判断した■■■■検事の判断は合理的根拠を欠いているため、第1事件に係る本件公訴提起は、国賠法1条1項の適用上違法である。

また、一審原告会社の従業員らが指摘する測定口等の温度測定という必要な捜査を尽くすことなく、第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起をした■■■■検事の判断は、いずれも合理的な根拠を欠いており、国賠法1条1項の適用上違法である。(以上につき、原判決85ないし87ページ)

- (2) そもそも刑事裁判においては、罪体に関し合理的な疑いを超える立証を行う責任は検察官が負っているところ、公訴提起が私人の心身、名誉、財産等に多大な不利益を与え得ることを考慮すると、安易な公訴提起は許されない

というべきであって、捜査段階で得られた証拠のうち、有罪立証に合理的な疑いを生じさせる事情が認められた場合には、それを否定するだけの十分な根拠を捜査において獲得すべきであるし、それができないのであれば公訴提起は行うべきではない。

そして、一審原告会社従業員のうち■■■■の供述は、温度が上がりにくい箇所について具体的な理由を述べるものであり、本件噴霧乾燥器1が規制対象に該当するかについて合理的な疑いを生じさせるものであるところ、本件の証拠によっても、■■■■検事が、■■■■の供述の信用性を否定するだけの十分な証拠を有していたことはうかがわれない。(以上につき、原判決88ページ)

3 本件控訴理由書の骨子

しかしながら、原判決のうち、一審被告国敗訴部分に係る認定及び判示には後記の誤りがあるから、同部分は速やかに取り消されるべきである。

- (1) 検察官の公訴提起の判断が合理的根拠を欠く違法なものか否かは、公訴提起時点における通常の検察官の視点から見て、現に収集された証拠及び通常要求される捜査を行えば収集し得た証拠に基づいて判断すべきであり、後方視的観点から判断することは許されないこと

検察官の公訴提起に係る国賠法上の違法性は、当該職務行為が行われた時点(公訴提起時)における証拠資料を総合勘案して、それが法の許容するところであるか否かによって決せられるべきであるところ、いわゆる芦別国賠最高裁判決も、「公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示にほかならないのであるから、起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りる」ことを根拠として職務行為基準説を採用している。また、公訴提起時に

において検察官に要求される犯罪の嫌疑の程度は、裁判官の有罪判決時における心証より低いもので足り、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるとされていることからすれば、検察官が公訴提起時において各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑を欠くにもかかわらず、あえて公訴提起をしたという事情がない限り、職務上の法的義務違反は認められず、公訴提起は違法性を欠くと解すべきであって、沖縄ゼネスト国賠最高裁判決も、「公訴の提起時において、検察官が、現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、右公訴の提起は違法性を欠くものと解するのが相当である」と判示し、いわゆる合理的理由欠如説を採用している。

そして、東京高等裁判所平成13年12月25日判決(訟務月報50巻1号1ページ)は、「通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料とは、検察官が公訴提起時までにはそれらの証拠を収集しなかったことに義務違反があると認められる場合、すなわち、公訴の提起時に検察官が現に収集した証拠資料に照らし、その存在を予想することが可能な証拠資料であって、通常検察官において公訴提起の可否を決定するに当たり当該証拠資料が必要不可欠と考えられ、かつ、当該証拠資料について捜査をすることが可能であった証拠資料」をいうことから、「手持ちの証拠資料のみで有罪の嫌疑が十分に認められると判断することに合理性があり、更に捜査を尽くすことが公訴提起の可否を決する上で必ずしも重要ではないと判断される場合、あるいは、関係者の非協力や氏名不詳又は当該証拠資料の存在を把握できなかったことなどにより捜査を尽くすことが不可能であった場合等については、検察官が捜査を尽くすべき義務を負うに至らない」とした上で、公訴提起の違法性の具体的な判断枠組みとして、「①検察官が公訴提起時に現に収集していた証

証拠資料及び前記証拠資料に基づいて検察官が行った判断過程を明らかにし、次いで、②通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料の有無を確定し、③現に収集していた証拠資料のほかに通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料があればそれも含めて、当該検察官の判断に合理性があったか否かにより判断すべき」であると判示している。

このように、公訴提起の違法性判断の基準時は職務行為時(公訴提起時)であり、また、その判断資料も、公訴提起時までに現に収集していた証拠資料と、それらの証拠資料に基づいて検察官が行った判断過程を前提として通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に限られるのであって、公訴提起後の事情を前提として後方視的観点から公訴提起の違法性を判断することは許されないというべきである。

(2) 第1事件に係る本件公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起は国賠法1条1項の適用上違法でないこと

その上で、第1事件に係る本件公訴提起時までに[]検事が現に収集していた証拠資料及びこれらの証拠資料に基づいて行った判断過程を踏まえると、本件噴霧乾燥器1について警視庁公安部が実施した温度測定実験及びそれに基づいた殺菌実験結果は信用性の認められる第三者の供述により裏付けられており、[]検事が警視庁公安部が実施した温度測定実験に基づいて最低温箇所を特定したことに不合理な点は見当たらないこと、第1事件に係る本件公訴提起前に最低温箇所の特定が具体的な争点として顕在化したことはなかったこと、[]らの供述はいずれも信用性が認められず、警視庁公安部が実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難いものであったことなどが認められる。そうすると、法の予定する一般的な検察官からみて、第1事件に係る公訴提起時において、それまでに収集した証拠資料のみで本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定に係る本件要件ハの客観的構成

要件該当性の立証は十分可能であり、再度の温度測定実験を行うことが公訴提起の可否を判断する上で必要不可欠ではないと判断したことが不合理であるとはいえず、再度の温度測定実験を行うことは「通常要求される捜査」に当たらないから、同実験を実施していれば判明したであろう事情は公訴提起の違法性を判断する前提となる判断資料に含まれないというべきである。

そうすると、■■■■検事が、第1事件に係る本件公訴提起時において、それまでに現に収集していた証拠資料に基づいて本件公訴提起をした判断が、有罪判決を期待し得る合理的根拠を欠くものとはいえないことから、国賠法1条1項の適用上違法とは認められない。

また、第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起についても、基本的な証拠関係は第1事件と変わりなかった上、第1事件に係る本件公訴提起後の捜査により本件噴霧乾燥器2に係る本件要件ハの客観的構成要件該当性が更に裏付けられていたことから、■■■■検事による第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法とは認められない。

(3) 事後的な事情を前提として後方視的観点から■■■■検事の公訴提起の判断に合理的根拠がないとした原判決の判断が誤りであること

前記(1)で述べたとおり、検察官の公訴提起の判断が合理的根拠を欠く違法なものか否かは、公訴提起の時点における通常の検察官の視点から、同時点で現に収集された証拠及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠に基づいて判断すべきであって、公訴提起後の事情を前提として後方視的観点から判断することは許されないというべきである。この点、原判決は、判文上は、いわゆる職務行為基準説や合理的理由欠如説を採る旨宣明していることから(原判決56及び57ページ)、前記のとおり、公訴提起の時点を基準として公訴提起の違法性を判断すべきであるところ、前記2(1)のとおり、実質的には、公訴提起後に生じた事情を前提として後方視的観点から検

察官の公訴提起の判断が合理的な根拠を欠くと判断している。すなわち、原判決は、「⑤原告らの弁護人が公判前整理手続中に証拠申出した再実験の結果報告書によれば、本件噴霧乾燥器1の測定口の最高温度は、(中略)死滅温度に全く到達しないこと(括弧内省略)、⑥弁護人の再実験を受けて、検察官において再度実験を行ったものの、有罪立証が困難と判断して公訴取消しに至ったこと(括弧内省略)も踏まえると、再度の温度測定を行ってれば、本件噴霧乾燥器1の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できたといえる」(原判決86ページ)と説示し、■■■■検事が通常要求される捜査をすれば本件噴霧乾燥器1が本件要件ハの規制対象に当たらないことの証拠を得ることができたと認定しているところ、原判決の前記認定は、そもそも、■■■■の供述の信用性評価を誤ったものであるのはもとより、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定が、本件各噴霧乾燥器の構造を熟知している一審原告会社の従業員らでも長期間かつ多数回の実験を経なければできないほど困難なものであったことを看過している上、公判前整理手続段階に至って本件各噴霧乾燥器の最低温箇所が初めて明確な争点となり、結果として乾燥室測定口の温度が上がりにくいことが判明したという本件公訴提起後の事情を前提として、第1事件に係る本件公訴提起時点並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起時点における■■■■検事の各判断の合理性を論難しているといわざるを得ない。

このように、原判決は、第2事件に係る本件公訴提起後の事情や第2事件に係る本件公訴提起後に得られた証拠資料に基づいて、後方視的観点から、起訴検察官に対し、本来負うことのない過大な注意義務を課して、その注意義務違反をいうものであり、判例が採る職務行為基準説からは到底容認することはできない。

4 本件控訴理由書の構成

以下では、改めて、検察官の公訴提起及び勾留請求が国賠法1条1項の適用上違法となるか否かの判断基準について、公訴提起に要求される犯罪の嫌疑の程度にも触れながら述べた上で(後記第2)、本件公訴提起に至るまでの捜査経過を時系列に沿って整理し、争点となっている各時点(第1事件に係る本件公訴提起、第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起)までの捜査経過やその時まで収集していた捜査結果に基づく証拠資料に照らして、[REDACTED]検事が、本件各事件について一審原告大川原ら3名に有罪の嫌疑が十分認められるとして本件勾留請求及び本件公訴提起をした当時の判断に不合理な点はないことを、当時の通常の検察官(法の予定する一般的な検察官)の立場に立って明らかにし(後記第3)、原判決の指摘に対して反論をする(後記第4)。

また、最後に、念のため、原判決の損害の認定には誤りがあることについても述べる(後記第5)。

第2 検察官の公訴提起及び勾留請求の国賠法上の違法性を職務行為基準説及び合理的理由欠如説により判断する以上、当該職務行為時における通常の検察官の視点から見て有罪判決を期待し得る合理的な根拠の有無を判断しなければならず、後方視的観点からの判断は許されないこと

1 検察官の職務行為についての国賠法上の違法性の判断基準

(1) 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項の「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう(最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ)。

すなわち、公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用上

違法と評価されるためには、当該公務員が、損害賠償を求めている個別の国民との関係で職務上の法的義務を負担し、かつ、当該行為がその職務上の法的義務に違反してされた場合でなければならない(職務行為基準説)。

(2) 検察官の職務行為についての違法性も職務行為基準説により判断すべきであること

前記(1)の職務行為基準説は、検察官の職務行為についても等しく当てはまり、検察官の勾留請求、公訴提起等の職務行為の国賠法上の違法性は、当該職務行為が行われた時点(職務行為時)における証拠資料を総合勘案して、それが法の許容するところであるか否か、換言すれば、当該行為が検察官の個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反するか否かによって決せられるべきである。

この点、いわゆる芦別国賠最高裁判決(最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367ページ)は、「刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留、公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となるということはない。けだし、逮捕・勾留はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎり適法であり、公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示にほかならないのであるから、起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解するのが相当であるからである。」と判示し、職務行為基準説を採ることを明らかにしている(篠田省二・最高裁判所判例解説民事篇昭和53年度475ページ。同旨の裁判例として、最高裁平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938ページ。)

2 検察官の公訴提起の違法性は公訴提起時点における有罪判決を期待し得る合理的根拠の有無により判断すべきであること

(1) 検察官の公訴提起時に要求される犯罪の嫌疑の程度からすれば、公訴提起の違法性は検察官の公訴提起時の判断に有罪判決を期待し得る合理的根拠があるか否かにより判断すべきであること

ア 検察官が公訴提起をするに当たり要求される犯罪の嫌疑の程度は、有罪判決における裁判官の心証の程度より低いもので足りること

前記1(2)で引用した芦別国賠最高裁判決が判示するとおり、公訴の提起は、当事者主義の原則の下、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求め一方当事者の主張ないし意思表示にすぎないのであるから、公訴提起時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証とは異なるものである。

すなわち、検察官は、裁判所(裁判官)とは異なり、被告人が有罪か無罪かを最終的に決定する国家機関ではなく、犯罪について捜査をして、公訴を提起し、裁判所に犯罪の成否、刑罰権の存否について審判を求め、もって国家の刑罰権を適正に実現し、法秩序の維持を図ることを職責とする国家機関である(検察庁法4条、6条1項参照)。そして、刑事手続における実体形成は、捜査の当初における捜査機関の単なる主観的嫌疑(刑訴法189条2項参照)から、公訴提起における客観的嫌疑(刑訴法256条参照)を経由して、最後に有罪判決における犯罪の証明及び刑罰法規の具体化(刑訴法333条、335条参照)に至るまで漸次に発展し形成されていくところ、検察官が公訴提起をするに当たって要求される犯罪の嫌疑の程度については、芦別国賠最高裁判決において、「起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合

理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りる」と判示され、有罪判決において要求される嫌疑の程度よりも低いもので足りるとされている(前掲篠田・判例解説475及び476ページ)。このように、検察官の公訴提起時に要求される犯罪の嫌疑の程度は、有罪判決の期待が確信の程度に高められること、すなわち有罪の結論を得ることの保証まで求められるものではなく、有罪判決の得られる可能性、すなわち、検察官の主観においてはもちろん、客観的にも犯罪の嫌疑が十分であって、有罪判決を期待し得る合理的根拠の存することが必要であり、また、これをもって足りるのである(前掲篠田・判例解説476ページ、札幌高裁昭和48年8月10日判決・民集32巻7号1464ページ(以下「芦別国賠控訴審判決」という。)、福岡地裁昭和41年5月20日判決・訟務月報12巻8号1176ページ等、白井滋夫・新版注釈刑事訴訟法3巻355及び356ページ)。

この点、芦別国賠最高裁判決の調査官解説においても、「検察官は、裁判所が有罪の判決をするに足りるだけの証拠がある場合にのみ起訴できるといっても、それは裁判所の判断の予測であるから、予測を誤ることがあるばかりでなく、当然有罪の判決があるべきであるという考えが先に立つため予測が若干甘くなることもあろう。また、事案によっては、検察官の予測だけで不起訴にしないで、起訴して裁判所の判断を求めるのが世論であるという場合有罪判決への多少の疑義を存しながら敢えて起訴するという場合もあろう。これらは、右基準内における許された運用といえよう。」(前掲篠田・判例解説476及び481ページ(注16))という横井大三裁判官の見解を紹介し、実務上も公訴提起時には有罪判決を期待し得る合理的根拠があれば足りるとの見解によって処理されていることに理解が示されているところである。

イ 公訴提起の違法性は公訴提起時における検察官の判断に有罪判決を期待し得る合理的根拠があるか否かによって判断すべきであること

前記アで述べたとおり、公訴提起時において検察官に要求される犯罪の嫌疑の程度は、裁判官が有罪と認定するために要求される合理的な疑いをいれない程度の確信よりも低いもので足り、有罪判決を期待し得る合理的根拠があれば足りるとされていることからすれば、検察官が公訴提起時において各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑を欠く、すなわち、有罪判決を期待し得るだけの合理的根拠が客観的に欠如しているにもかかわらず、あえて公訴提起をしたという事情がない限り、職務上の法的義務違反は認められず、公訴提起は違法性を欠くと解すべきである(合理的理由欠如説。河野信夫・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度233ページ参照)。

この点、沖縄ゼネスト国賠最高裁判決(最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664ページ)は、芦別国賠最高裁判決の前記判示を引用した上で、職務行為基準説を採る場合の公訴提起の違法性の具体的判断基準について、「公訴の提起時において、検察官が、現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、右公訴の提起は違法性を欠くものと解するのが相当である」と判示しており、判例は、いわゆる合理的理由欠如説を採用しているものと解されている(前掲河野・判例解説233ページ)。

そして、その後の最高裁判決(前掲最高裁平成2年7月20日第二小法廷判決、最高裁平成5年11月25日第一小法廷判決・訟務月報40巻10号2401ページ等)でも同様の判示がされていることから、検察官の公訴提起等の違法性の判断については、職務行為基準説及び合理的理由欠

如説によるべきことが判例上確立している。

- (2) 公訴提起の違法性を職務行為基準説及び合理的理由欠如説で判断するに当たっては検察官の個人差による判断の幅を考慮すべきであること

前記(1)で述べたとおり、公訴提起の違法性の判断については、職務行為基準説及び合理的理由欠如説によるべきことが判例上確立しているところ、有罪判決を期待し得る合理的根拠の有無を判断することは、各種の証拠資料を総合勘案して「合理的な判断過程」により犯罪の嫌疑が存在すると認められるか否かという証拠評価及び法的評価を含む判断であることからすれば、その判断を行う際に不可避免的に生ずる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れる必要がある。

そもそも、検察官は、公訴を提起するか否かを判断するに当たっては、種々の捜査により収集した証拠に基づいて事実を認定し、それに対する法的評価を行い、これに法令を適用して犯罪の成否及び刑罰権の存否についての判断をした上、起訴便宜主義に基づく広範な裁量判断を加えて最終的な起訴・不起訴の判断を行う。そして、検察官は、犯罪の成否の判断に当たって、論理則、経験則にのっとり証拠の価値及び信用性を評価し、証拠価値及び信用性が認められる証拠に基づいて事実の認定を行うのであるが、法は、証拠をどのように評価し、どのような心証形成を行うべきかについて、何ら規定するところがない。しかるところ、事実認定や法令の適用における判断作用・判断過程は、事案の性質・内容・態様等のいかんによって極めて複雑多様であって、証拠評価や法的評価も一義的に明白で疑問の余地がないというような事案は存在しないといっても過言ではない。換言すれば、証拠関係は事件ごとに個別性が極めて強く、量的にも質的にも多種多様であるから、犯罪の成否に関する検察官の判断は、所与の基準に当てはめて行われるというような画一的なものではなく、個々の検察官が自己の専門的知識、経験等を頼

りに自己が正当であると信ずるところに従って証拠を総合的に評価し、心証を形成し、事実を認定し、犯罪の成否を判断していくほかはないものである。例えば、供述証拠の信用性の評価においては、単に供述調書化された供述内容だけでなく、取調べ時の供述態度や供述経過、供述の変遷の有無、虚偽供述をするおそれの有無、他の証拠資料との整合性等といった供述証拠の信用性評価や証拠価値に係る考慮要素もまた心証形成に係る重要な判断資料となるものであって、その判断は、検察官の全人格的判断であるといっても過言ではない。

そうすると、個々の検察官がいかに真摯な態度で事に臨んだとしても、各検察官が合理的であると考える証拠評価や法的評価は必ずしも同一ではなく、客観的かつ一義的に定まるものではないこととなるから、論理則、経験則の許容する範囲内で個人差が生ずることは避けられないものであって、法の予定する一般的な検察官を前提としても、その判断に一定の幅が生じることが避けられない。この点を踏まえると、検察官の公訴提起は、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的評価が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達している場合に、初めて違法と判断されると解すべきである。

この点、芦別国賠控訴審判決も、「刑事訴訟法は、裁判官による証拠の評価につき自由心証主義を採用しているから、人によつて証拠の証明力の評価の仕方に違いがあるため、一定の証拠によつて形成される心証の態様・強弱の程度についても、ある程度の個人差が生じることを避け難い。裁判官と検察官との間においても、立場の相違から、証拠の見方や心証の強弱に差異がないとはいえない。それ故、裁判官が審理の結果、犯罪事実につき証明なし

と判断して無罪の判決をした場合でも、これによつて直ちに警察官または検察官のした逮捕・勾留、公訴の提起および、その維持・追行などの権力行使が違法であるとはいえない。これらの権力行使が違法であるというためには、警察官または検察官の判断が、証拠の評価について通常考えられる右の個人差を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照して、到底その合理性を肯定することができないという程度に達していることが必要である。無罪の判決が確定しても、検察官の判断が、通常考えられる右の差異の範囲内のものとして是認できる場合には、その権力行使は適法行為として、国家賠償法による賠償の対象とはならないのである。」と判示しているところである。また、東京高等裁判所平成18年6月14日判決(訟務月報53巻5号1583ページ)も、芦別国賠最高裁判決の前記1(2)の判示を引用した上で、「検察官による公訴提起等が国賠法上違法であると評価されるのは、一般的には、検察官による証拠資料の証明力の評価等について、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、有罪と認められる嫌疑がなく、経験則・論理則に照らし、公訴提起の合理性を肯定できない程度に達している場合に限られるものというべきである」と判示して、証拠資料等の評価について検察官の個人差を考慮すべきことを明らかにしている。なお、同判決については、上告及び上告受理申立てがされたが、平成18年10月31日、上告棄却・不受理決定がされている(同旨の裁判例として、東京高裁昭和54年1月29日判決・判例時報924号64ページ、福岡高裁平成6年11月28日判決・訟務月報41巻6号1354ページ参照。)

- (3) 公訴提起の違法性を職務行為基準説及び合理的理由欠如説により判断する以上、その判断の前提となる資料は公訴提起時点において現に収集された証拠及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠に限られること
- ア 前記1及び前記(1)で述べたとおり、公訴提起の違法性は職務行為基準

説によって判断されるところ、公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されるためには、当該公務員が、損害賠償を求めている個別の国民との関係で職務上の法的義務を負担し、かつ、当該行為がその職務上の法的義務に違反してされた場合でなければならないこととなるから、その違法性判断の基準時は、当然に当該職務行為時(法的義務違反の時)であり、検察官の公訴提起についていえば公訴提起時となる。そして、検察官の公訴提起の違法性は、公訴提起の判断に有罪判決を期待し得る合理的根拠があったか否かにより判断される(合理的理由欠如説)ことからすれば、その判断資料については、違法性判断の基準時である公訴提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に限られると解すべきである。

この点について、無罪判決が確定した場合において、公訴提起の違法性の有無を判断すべき場合に斟酌すべき判断資料の範囲について判示した沖縄ゼネスト国賠最高裁判決は、前記(1)イで引用した「公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、右公訴の提起は違法性を欠くものと解するのが相当である。」との判示に引き続いて、「したがって、公訴の提起後その追行時に公判廷に初めて現れた証拠資料であって、通常捜査を遂行しても公訴の提起前に収集することができなかつたと認められる証拠資料をもって公訴提起の違法性の有無を判断する資料とすることは許されないものというべきである。」と判示している。

このように、検察官の公訴提起の違法性の有無を判断するに当たり、検察官が現に収集した証拠資料のみならず、通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料も判断資料に供すること及び判断資料がこれらに限

られることは、公訴提起の国賠法上の違法性の根拠が、公訴提起時における通常の検察官の行為規範に照らした職務上の法的義務違反にあり(職務行為基準説)、かつ、その違法性の有無の判断基準につき、有罪判決を期待し得るだけの合理的根拠が欠如しているにもかかわらず、あえて公訴の提起をした場合に違法と判断されるとの合理的理由欠如説に立つ以上は、当然の帰結というべきものである(前掲河野・判例解説235ページ)。

イ そして、沖縄ゼネスト国賠最高裁判決の前記判示中にいう「通常要求される捜査」とは、法の予定する一般的な検察官によって当然遂行されるべき捜査を意味し(前掲河野・判例解説235ページ)、「通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料」とは、「検察官が公訴提起時までにそれらの証拠を収集しなかったことに義務違反があると認められる場合、すなわち、公訴の提起時に検察官が現に収集した証拠資料に照らし、その存在を予想することが可能な証拠資料であって、通常の検察官において公訴提起の可否を決定するに当たり当該証拠資料が必要不可欠と考えられ、かつ、当該証拠資料について捜査をすることが可能であった証拠資料をいう」ものと解される(東京高裁平成13年12月25日判決・訟務月報50巻1号1ページ参照)。

この点について、同判決は、「手持ちの証拠資料のみで有罪の嫌疑が十分に認められると判断することに合理性があり、更に捜査を尽くすことが公訴提起の可否を決する上で必ずしも重要ではないと判断される場合、あるいは、関係者の非協力や氏名不詳又は当該証拠資料の存在を把握できなかったことなどにより捜査を尽くすことが不可能であった場合等については、検察官が捜査を尽くすべき義務を負うに至らないと解すべきである。以上のとおりであるから、検察官の公訴提起の違法性の有無の判断に当たっては、具体的には、①検察官が公訴提起時に現に収集していた証拠資

料及び前記証拠資料に基づいて検察官が行った判断過程を明らかにし、次いで、②通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料の有無を確定し、③現に収集していた証拠資料のほかに通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料があればそれも含めて、当該検察官の判断に合理性があったか否かにより判断すべきものと解すべきである。」とも判示しているところ、これらの判示に従えば、飽くまで公訴提起の時点において検察官が現に収集していた証拠資料及びそれらの資料に基づいて検察官が行った判断過程を踏まえ、公訴提起時点における通常の検察官(法が予定する一般的な検察官)の視点から見て、公訴提起の判断に必要不可欠でありかつ捜査することが可能であった証拠資料が「通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料」に当たるものと解される。

したがって、公訴提起時までに現に収集された証拠資料及びそれらの証拠資料に基づいて検察官が行った判断過程を前提にした場合、現に収集された証拠資料のみでも有罪の嫌疑が認められると合理的に判断され、更に捜査を尽くすことが起訴・不起訴を決する上で必ずしも重要でないと判断される場合や、公訴提起時には当該証拠資料の存在を把握できなかったなどの事情によりその捜査を尽くすことが不可能又は困難である場合等については、検察官がこれを発見・収集すべき義務を負う(通常要求される捜査とされる)わけではないということになるから、これらの証拠資料を公訴提起の違法性の判断資料として用いることは許されないというべきである。

(4) 小括

以上のとおり、職務行為基準説及び合理的理由欠如説を前提とすれば、検察官の公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法であるというためには、公訴提起時において検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂

行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、有罪判決を期待し得る合理的根拠が欠如しているにもかかわらず、あえて公訴提起をした場合であって、通常の検察官(法の予定する一般的な検察官)を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達していることが必要である。そして、その違法性判断の前提となる判断資料は、公訴提起の時点において検察官が現に収集していた証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に限られるところ、公訴提起の時点で現に収集された証拠資料及びこれらの証拠資料に基づいて検察官が行った判断過程を前提にすれば、既に収集された証拠資料のみで合理的な判断過程により有罪の嫌疑が認められる(有罪判決を期待し得る合理的根拠がある)と判断され、公訴提起の可否を判断する上で更なる捜査が必要不可欠ではないと判断される場合などは、「通常要求される捜査」とはいえず、更なる捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を判断資料とすることは許されないというべきである。

3 勾留請求の違法性についても職務行為基準説及び合理的理由欠如説によって判断すべきであること

(1) 勾留請求の違法性の判断基準

前記1(1)で述べたとおり、国賠法1条1項の「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいうが(職務行為基準説)、検察官の勾留請求という職務行為の違法性判断基準についても、この職務行為基準説が妥当し、勾留請求という公権力の行使に当たる検察官が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反した場合に初めて違法となる。

そして、検察官は、刑訴法上、被疑者が「罪を犯したことを疑うに足りる

相当な理由がある」場合(刑訴法207条1項、60条1項柱書き)で、被疑者が「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」又は被疑者が「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある」(刑訴法207条1項、60条1項2号、3号)などの要件を満たす場合、裁判官に勾留を請求することができる。この検察官がした勾留請求の判断の適否については、裁判官の審査という手続を経ることが制度上予定されており、しかも勾留の裁判の結果については、適法な不服申立手続を経れば変更され得る余地も制度上予定されている(刑訴法429条1項、433条1項)。

そうすると、まず、勾留請求の時点において、犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められる限りは、勾留請求は、刑訴法上適法であることが明らかである。そして、検察官の勾留請求の特質を考慮すると、そもそも、勾留請求に対する裁判官の審査を経て勾留の決定がされた場合には、検察官の勾留請求は、刑訴法上の要件を具備し、違法がないことが裁判官による司法判断によって肯認されたものとみるべきである。

さらに、勾留請求の違法性の有無の判断においては、検察官の判断作用の性質及び時間的制約を考慮すべきである。すなわち、検察官の勾留請求に当たって要求される犯罪の嫌疑の程度は、公訴提起に要求される犯罪の嫌疑の程度より低いもので足りることは当然のことであるとともに、その犯罪の嫌疑の有無についての判断も客観的かつ一義的に定まるものではなく、法の予定する一般的な検察官を前提として通常あり得る個人差の範囲に対応する一定の幅があるといわざるを得ない上、さらに検察官の勾留請求については、検察官が司法警察官から送致を受けた場合には、送致後24時間以内にならなければならないとされていて、勾留請求の要否の判断に厳しい時間的制約が課されているのである(刑訴法205条1項)。

このような勾留請求の刑事手続内での是正手段の確保、判断作用の性質及

び時間的制約を考慮すると、検察官の勾留請求が国賠法上も違法であると評価されるのは、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求がされた場合であることを要すると解するのが相当である(東京地裁平成2年6月12日判決・判例時報1362号80ページ参照)。

(2) 勾留請求の違法性を判断する前提となる資料

また、検察官の勾留請求の違法性の有無の判断資料については、勾留請求時において、検察官が現に収集した証拠資料のみならず、勾留請求に当たり通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料も含まれると解されるが(前掲最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決参照)、勾留請求自体が今後流動的に継続して実施される捜査の入り口としての側面を有することに加え、前記で述べた判断作用の性質及び時間的制約を前提とする限り、勾留請求に当たり通常要求される捜査の内容や方法には自ずと限界があることからすれば、検察官がした勾留請求の違法性の有無に関する判断に当たってはこれらの点が考慮されるべきである。

第3 第1事件に係る本件公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法ではないこと

1 はじめに

原判決は、第1事件について、 検事が測定口等の温度の検証をしないまま第1事件に係る本件公訴提起に至ったことについて国賠法1条1項の適用上違法と認定した上で(原判決85及び86ページ)、その後の第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起については、「この点の捜査を尽くすことなく、

第2事件に係る勾留請求を行い、本件公訴提起をした[] 検事の判断は合理的な根拠を欠いており、国賠法1条1項の適用上違法と言わざるを得ない」(原判決87ページ)とのみ判示している。

そこで、本理由書においても、主として第1事件の捜査経過や[] 検事において第1事件の本件公訴提起までに現に収集していた証拠資料等からすれば、第1事件に係る本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法ではないことについて論じ、併せて第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起も違法ではないことについて主張することとする。

2 第1事件における捜査経過や証拠資料等

(1) 令和元年6月以降、第1事件の送致時点(令和2年3月12日)までの捜査経過

[] 検事は、令和元年6月に東京地方検察庁公安部に着任した(丙36・1ページ、[] 証人調書1ページ)。

[] 検事は、着任後、警視庁公安部警察官から、一審原告大川原ら3名及び一審原告会社を被疑者とする第1事件及び第2事件の捜査に関する相談を受けるようになった。

この段階で、[] 検事は、警視庁公安部警察官から、一審原告大川原ら3名の警察官作成に係る供述調書、一審原告会社役員・従業員の警察官作成に係る供述調書、[] の関係者から聴取した内容が記載された捜査報告書、大学教授からの聴取結果報告書等の各写しを事実上受け取った。

しかし、一審原告大川原ら3名及び一審原告会社の役員・従業員の警察官作成に係る供述調書中に、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに当たらない、あるいは「殺菌」の要件に関連して温度が上がりにくい箇所があるなどの記載はなかった上、[] 検事は、警視庁公安部警察官から、そのような供述をしている者がいるとの報告を受けたこともなかった。また、[] 検事は、[]

警部(当時)から、「既に経済産業省から該当性に問題ないという判断が出ている、原告会社の従業員や被疑者になる関係者も含めておおむね事実を認めているという報告」を受けた。

検事は、前記各供述調書や捜査報告書等を検討し、令和2年3月11日に警視庁公安部警察官が一審原告大川原ら3名を逮捕する前の段階において、飽くまでその段階での心証としては、本件噴霧乾燥器1は本件要件ハの客観的構成要件該当性を充たしており、第1事件に係る主たる争点は一審原告大川原ら3名の犯意や共謀の有無にあると考えた。(以上につき、証人調書1ないし3ページ)

(2) 一審原告大川原ら3名が逮捕され、検察庁に送致された令和2年3月12日までに得られていた証拠資料

警視庁公安部警察官は、令和2年3月11日、一審原告大川原ら3名を第1事件の被疑者として通常逮捕し、同月12日、一審原告大川原ら3名の身柄並びに一審原告大川原ら3名及び一審原告会社に係る第1事件の記録を東京地検に送致した。

第1事件が検察庁に送致された時点における本件要件ハの客観的構成要件該当性に関する主な証拠資料は以下のとおりであった。

ア 本件噴霧乾燥器1内部における最低温箇所の特定に関するもの

① 技術営業部本部長を被聴取者とする平成30年3月14日付け聴取結果報告書(丙A132)

同報告書には、本件噴霧乾燥器1内部における最低温箇所の特定に関して、噴霧乾燥器等のシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社であるにおいて、同社の技術部署を統括する技術営業部本部長から聴取した結果として、噴霧乾燥器については、「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、

乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端に行くほど温度が下がると考えられる」、「大型機など機種によっては、サイクロンやバグフィルタ内の下部である回収容器との接合部分が低くなるとも考えられる」、「熱風は上昇する特性がある」との根拠に基づき、「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの回収容器との接合部分」を測定すれば装置内の最低温箇所が特定できるはずである旨が記載されていた。

- ② 本件噴霧乾燥器1内部における最低温箇所を示す箇所に関する平成30年4月10日付け温度測定結果報告書(丙6)

同報告書には、前記①の[]の聴取結果を踏まえ、本件噴霧乾燥器1の同型器を使用して警視庁公安部警察官が機器内部の温度測定実験(内部に熱風を送り込む空運転)を実施した結果、最低温箇所が「バグフィルタの下部」であることが判明した旨が記載されていた。

- ③ 本件噴霧乾燥器1の最低温箇所(バグフィルタ下部)の温度計測実験結果に関する平成30年7月23日付け温度計測結果報告書(丙7)

同報告書には、協力会社の工場長立会の下、警視庁公安部警察官が本件噴霧乾燥器1の同型器で乾熱運転(内部に熱風を送り込む空運転)を行った結果、前記②で特定された本件噴霧乾燥器1の最低温箇所であるバグフィルタ下部の温度は、100度以上の温度が6時間1分継続し、110度以上の温度が5時間4分継続したことなどが記載されていた。

イ 有識者による「殺菌」実験等に関するもの

- ① []大学大学院[]准教授を被聴取者とする平成29年11月24日付け聴取結果報告書(丙A133)

同報告書には、本件要件ハの「殺菌」の対象となる細菌等の微生物に該当する腸管出血性大腸菌O157を用いた乾熱実験を実施した同准教

授から、その実験方法等について聴取した結果として、噴霧乾燥器で粉末菌を製造した場合に熱に対する抵抗力が強くなる菌が出てくることを想定し、大腸菌の培養液を室温で放置して乾燥させた後に、100度に保温した乾熱滅菌器に入れて死滅するまでの時間(60分間)を明らかにする実験をした旨が記載されていた。

② 同准教授を被聴取者とする同年12月4日付け電話聴取結果報告書(丙A139)

同報告書には、同准教授から、粉体化した病原性細菌の熱に対する抵抗性について聴取した結果として、噴霧乾燥器の装置内部を100度程度の状態にすれば、粉末の重なりがあっても細菌の水分が枯渇し、芽胞を形成しない菌を殺菌することができる旨が記載されていた。

③ 警視庁公安部外事第一課長の同准教授に対する平成30年5月15日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙26)及びこれに対する同准教授の同月21日付け回答書(丙A59)

同照会書及び同回答書には、警視庁公安部外事第一課長が同准教授に対し、腸管出血性大腸菌O157の乾熱に対する熱感受性の実験結果について照会したところ、同准教授が、室温で60分間放置して乾燥させ、熱に対する抵抗力が強くなった状態の腸管出血性大腸菌O157であっても90度、120分間の熱処理で死滅することが明らかとなった旨回答した結果が記載されていた。

④ 同准教授の同年7月31日付け供述調書(丙11)及び同供述調書に係る訂正報告書(丙12)

同供述調書には、同准教授が前記①ないし③について供述した内容が記載されていた。

⑤ 〃〃〃〃大学 〃〃〃〃教授を被聴取者とする平成29年12月21日付け聴取

結果報告書(丙A134)

同報告書には、同教授から、殺菌の証明方法等について聴取した結果として、本件噴霧乾燥器1について、100度以上の温度を何時間安定して維持できるかという温度測定を行い、その後、乾熱滅菌器によって同じ時間加熱する殺菌試験を行った結果、生きている菌をなくすことができれば、本件噴霧乾燥器1は殺菌ができるものと証明できる旨が記載されていた。

⑥ 同教授を被聴取者とする平成30年1月15日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料16、丙10・添付資料19)

同報告書には、同教授から、殺菌試験における試験体となる細菌を選定した基準等について聴取した結果として、芽胞形成菌以外の菌である大腸菌と、芽胞形成菌であるウェルシュ菌を選定した理由が記載されていた。

⑦ 警視庁公安部外事第一課長の同教授に対する同月9日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙27)及びこれに対する同教授の同年2月19日付け回答書(丙A65)

同照会書及び同回答書には、警視庁公安部外事第一課長が同教授に対し、ウェルシュ菌(芽胞形成菌)及び大腸菌(芽胞形成菌以外の菌)の殺菌試験を依頼したところ、ウェルシュ菌及び大腸菌が、いずれも110度2時間の乾熱で死滅したことが示された旨回答した結果が記載されていた。

⑧ 同教授を被聴取者とする同年3月8日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料15、丙10・添付資料17)

同報告書には、同供述から、前記⑦の殺菌試験の方法、試験結果についての説明内容が記載されていた。

⑨ 同教授の同年9月13日付け供述調書(丙13)

同供述調書には、同教授が前記⑤ないし⑧について供述した内容が記載されていた。

ウ 経済産業省に対する照会及び回答に関するもの

① 本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈に関する平成29年12月22日付け捜査報告書(丙1)

同報告書には、外国為替・貿易小六法によれば、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈については本件通達による旨が記載されていた。

② 警視庁公安部外事第一課長の安全保障貿易管理課長に対する平成30年8月3日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙2)及びこれに対する安全保障貿易管理課長の同月10日付け回答書(丙3)

同照会書及び同回答書には、警視庁公安部外事第一課長が、安全保障貿易管理課長に対し、本件噴霧乾燥器1について、前記ア及びイ記載の報告書及び回答書を含む資料を添付して貨物等省令3要件に該当する貨物か否かを照会したところ、安全保障貿易管理課長が、本件噴霧乾燥器1について、捜査関係事項照会における添付資料の内容を前提とすれば、当該輸出時点(平成28年6月2日)においては貨物等省令3要件に該当すると思われる旨回答した結果が記載されていた。

③ 安全保障貿易管理課■■■■課長補佐(当時)の令和元年6月14日付け供述調書(丙4)

同供述調書には、同課長補佐が、前記②の照会書に添付された資料に基づいて、経済産業省が本件噴霧乾燥器1が貨物等省令3要件に該当すると思われると回答した理由を説明する内容が記載されていた。

エ 一審原告大川原ら3名及び一審原告会社の役員・従業員の供述内容に係

る証拠資料(警察官作成に係る供述調書)

(7) 一審原告大川原ら3名及び一審原告会社の役員・従業員は、第1事件の逮捕前の任意捜査段階において、警視庁公安部警察官による任意の取調べに応じて、警察官作成に係る各供述調書が作成された。

そして、これらの供述調書は、令和2年3月12日に東京地検に送致された事件記録に含まれていたところ、前記各供述調書上、一審原告大川原ら3名及び一審原告会社の役員・従業員の中に、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに当たらない、あるいは「殺菌」の要件に関連して、温度が上がりにくい箇所があるなどと供述する者はいなかった。むしろ、後記(イ)のとおり、警察官作成に係る前記各供述調書には、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することについて争わない内容や、本件要件ハに該当する可能性があることを認める内容などが録取されていた。

また、一審原告大川原ら3名については、第1事件に係る本件逮捕直後に警視庁公安部警察官による弁解録取手続及び取調べが行われ、それぞれ弁解録取書や供述調書が作成された。そして、これらの弁解録取書や供述調書も令和2年3月12日に東京地検に送致された事件記録に含まれていたところ、前記各供述調書上、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに当たらない、あるいは「殺菌」の要件に関連して、温度が上がりにくい箇所があるなどと供述する者はいなかった。

(イ) 令和2年3月12日に検察庁に送致された一審原告大川原ら3名及び一審原告会社の役員・従業員の供述が録取された各供述調書等の内容は以下のとおりである。

① 一審原告大川原の供述を録取した供述調書等の内容

一審原告大川原は、一審原告会社の代表取締役であり、一審原告会社の業務全般を統括していたところ(甲75)、第1事件に係る本件逮

捕前の警視庁公安部警察官による任意の取調べにおいて、本件要件ハの「殺菌」の方法について、「ハ」の要件は「定置した状態」を「その場から動かさずに」と解釈して、「殺菌」方法等が限定されていない以上、乾熱殺菌や薬液殺菌等のような殺菌方法でも含むので、殺菌することができ、該当することになります。」(丙A71・7ページ)と供述し、一審原告会社の噴霧乾燥器の客観的構成要件該当性については、「当社の噴霧乾燥器全てが該当するとは思いませんでした。(中略)ただ、制約がついたとしても当社の噴霧乾燥器で定型機であればノズル専用機であるRシリーズ(引用者注：本件噴霧乾燥器1であるRL-5型を含む。)やNシリーズや、他の定型機や生産機であっても出荷時に2流体ノズルが搭載されていて、制御回路がノズル仕様にセットアップされている機種は該当するのではないかと思いました。」(同・6ページ)、「私が輸出規制開始前に規制に該当する可能性があると思った当社の噴霧乾燥器についてお話します。当社製噴霧乾燥器のうち、ノズル専用機であるRシリーズやNシリーズ、L-81(引用者注：本件噴霧乾燥器2の型式である。)(中略)は該当する可能性があると思いました。」(丙A73・2ページ)、「規制に該当する可能性があることを認識した上で経済産業省に確認することなく、許可申請せずに警察の捜査が入るまで無許可で輸出を続けていたことは事実ですので、不正輸出していたと言われても仕方ありません。」(同・1ページ)と供述していた。このように、一審原告大川原は、客観的構成要件該当性に関する認識については曖昧な供述をするものの、「殺菌」の方法について乾熱殺菌が含まれることを前提に不正輸出の事実を認め、本件各噴霧乾燥器(RL-5型、L-81型)が本件要件ハに該当することについては、積極的に争っていなかった。

また、一審原告大川原は、第1事件に係る本件逮捕後の警視庁公安部警察官による弁解録取手続においても、「私は噴霧乾燥器の輸出規制が開始される前から「スプレードライヤRL-5」を含む当社の噴霧乾燥器が解釈によっては輸出規制に該当する可能性があると思っていました。(中略) 該当する可能性がある機種については経済産業省に指摘されてから許可申請しようと思い、指摘されるまでは許可申請せず無許可で申請していました。逮捕された事実について、経済産業省に該非を確認せず、許可申請することなく、スプレードライヤRL-5を無許可で中国へ輸出したことは間違いありません。」(丙43)と述べて、本件噴霧乾燥器1について本件要件ハに該当する可能性があることを認める供述をし、本件要件ハの客観的構成要件該当性に関して、温度が上がりにくい箇所があるなどとは供述していなかった。

② 亡相嶋の供述を録取した供述調書等の内容

亡相嶋は、昭和60年頃、一審原告会社に入社し、その後、同社において、主として技術開発部門に携わり、平成26年に取締役を退任した後も顧問として一審原告大川原の業務を補佐していたところ(甲75)、第1事件に係る本件逮捕前の警視庁公安部警察官による任意の取調べにおいて、一審原告会社の噴霧乾燥器に関して、「社長(引用者注；一審原告大川原のこと。)がこのまま「非該当」で行こうという方針を決定しましたので、私も社長の意向であればそうするしかないなと思い、異を唱えませんでした。ただ、私としては、規制の中に「殺菌」という語句が入っている以上、「該当」するものもあるなどは思いました。」(丙A78・3及び4ページ)、「ハの定置した状態での滅菌又は殺菌については、「殺菌」という言葉がある以上、該当の可能性はあるなと思っていました。」(丙A80・2ページ)、「噴霧乾

燥器スプレードライヤRL-5は、(中略)輸出規制要件ロに該当しますので、このBASFの案件は、経済産業省に輸出許可申請を行うべき案件であったと思います。」(同・4ページ)と本件要件ハに該当する可能性があることを認める供述をしていた。

そして、亡相嶋は、第1事件に係る本件逮捕後の警視庁公安部警察官による弁解録取手続及び事実の取調べにおいても、「弊社の噴霧乾燥器に対する輸出規制対応は、社長、島田取締役、私の3人で話し合いましたが、最終的には社長の責任です。」(丙40・1ページ)、「弊社製噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」は、本来、該当機として経済産業省へ輸出許可申請をすべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いありません。」(前同)、「ハについては「殺菌」という言葉がある以上、該当の可能性があったと思っています」(丙41・2ページ)と供述して、未必的ながら、本件要件ハの客観的構成要件該当性も含めて第1事件に係る被疑事実を認めていた。

③ 一審原告島田の供述を録取した供述調書等の内容

一審原告島田は、昭和61年、一審原告会社に入社し、平成24年から、海外営業開拓に関する業務等に従事していたところ(甲75)、第1事件に係る本件逮捕前の警視庁公安部警察官による任意の取調べにおいて、一審原告会社の噴霧乾燥器の本件要件ハの客観的構成要件該当性及びその認識に関して、客観的な証拠資料に基づき、一審原告会社の噴霧乾燥器は乾燥熱風により大腸菌等の細菌を殺菌することが可能であると認識していた旨供述していた。すなわち、噴霧乾燥器は、平成25年10月の輸出令等の改正により新たに規制対象となったものであるが、それに先立ち、一審原告島田らは、平成24年1月24日に経済産業省担当者らとの間で噴霧乾燥器の規制要件に関する打合

せをした。そして、一審原告島田は、一審原告島田らが同日、経済産業省担当者らとの間で噴霧乾燥器の規制要件に関する打合せをした際の資料(丙A83・別添資料3・2枚目)に、一審原告島田が回答した内容として、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる。」と記載されていることに基づき、「資料3の「大河原化工機(株)訪問記録」と表題のある書面には(中略)、(14)入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できると記載があります。私は当時、噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込み、その内部を一定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な細菌は死滅すると考えていた」(丙A83・4及び5ページ)と供述し、本件要件ハの客観的構成要件該当性及びその認識を認めていた。

また、一審原告島田は、平成24年4月25日に一審原告会社で開催された営業会議の議事録(丙A87・別添資料3)に「島田 4月からSD(引用者注:スプレードライヤ(噴霧乾燥器)のこと。)は輸出該当品になりました。」と手書きされていたことに基づき、「この会議で発言した内容は、(中略)4月に、SDが輸出規制の対象商品になることが決定しましたので、今後、SDの輸出に関しては、水分蒸発量400キログラム以下、平均粒子径10マイクロメートル以下などの条件により、一部規制対象外もありますが、基本的に、経済産業省に輸出許可申請が必要になります。つまり、弊社のSDは輸出規制該当品になりますということです。」(丙A87・9及び10ページ)と述べていた。

さらに、一審原告島田は、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハの客観的構成要件該当性について、「ハの要件については、これまで話してき

たとおり、乾熱により殺菌できるものとして「○」つまり該当と判定しなければならない」(丙A96・15ページ)と供述していた。このように、一審原告島田は、一審原告会社の噴霧乾燥器について、乾燥熱風により大腸菌等の細菌を殺菌することが可能であると認識していた旨供述していた。

そして、一審原告島田は、第1事件に係る本件逮捕後の警視庁公安部警察官における弁解録取手続においても、「弊社の噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」が輸出規制に該当する不安を抱えながら、経済産業省に該非の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出したことに間違いありません。」(丙A107・1ページ)と供述して、客観的構成要件該当性に関する認識については未必的ではあるものの不正輸出の事実を認め、本件要件ハの客観的構成要件該当性に関して、温度が上がりにくい箇所があるなどとは供述していなかった。

④ ■■■の供述を録取した供述調書の内容

■■■は、一審原告会社で、噴霧乾燥器の設計等に長年携わっており、同社の技術者としての立場にあったところ(丙34)、平成30年12月11日に行われた警視庁公安部警察官による取調べにおいて、本件省令2条の2第2項5号の2の内容を示された上で、一審原告会社の製品である噴霧乾燥器に係る本件要件ハの客観的構成要件該当性について、「ロ(引用者注:「ハ」の誤記である。)に関してお話しします。オープン型、クローズド型にかかわらず、当社の噴霧乾燥器は滅菌は出来ませんが、殺菌は出来ます。その方法は薬剤や熱風が挙げられます。滅菌については、オープン型、クローズド型に限らず薬剤や熱風が行き渡らない箇所が装置内部のどこかに発生するため、出来ません。しかし、薬剤、熱風による殺菌は可能です。特に熱風については装置の

部警察官による取調べにおいて、平成28年に一審原告島田の指示を受け、経済産業省の外郭団体であるC I S T E C (安全保障貿易情報センター)の職員に対し、一審原告会社の製品である噴霧乾燥器についての質問に回答した経緯等に関して供述する中でも、一審原告会社の噴霧乾燥器について本件要件ハの客観的構成要件該当性を充たす可能性があることを認める内容の供述をしていた。すなわち、■■■■は、C I S T E Cに対する回答文書(丙35添付の資料4「1-2」、「5」、「5-1」)を確認した上で、「洗浄、乾燥運転の過程において結果的に殺菌が行える場合があります。」「殺菌は、洗浄後に菌を除去す(マ)ための工程」、「その後の乾燥運転(洗浄後の装置内の水分を乾燥)において100℃前後で行いますがこの工程も100℃で死滅する菌を結果的に除去することになります。」などと記載した回答について、「内部の滅菌・殺菌が出来る装置」の設計仕様について「殺菌は可能と判断し」、同回答文書に前記のとおり記載したものの、一審原告会社の噴霧乾燥器が非該当と判断されるような説明をすることを求めている一審原告島田の意図を酌んで、「洗浄を行う際は、多少であるが分解、組立てが生じる」(丙35添付の資料4「6-1」)などとも記載し、分解しないと殺菌できないという内容にしたが、「アトマイザの載せ替えも装置の“分解”と考えられるのだから、当社の装置は全て定置した状態で殺菌できないという説明は自分でも言い訳っぽくて、この考え方通るのかなという気持ちだった」(丙35・6及び7ページ)などと供述していた。

⑤ 一審原告会社の他の役員・従業員の供述を録取した供述調書等の内容

前記①ないし④に係る4名以外の一審原告会社の役員・従業員につ

いても、警視庁公安部警察官作成の供述調書上、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに当たらない、あるいは「殺菌」の要件に関連して、温度が上がりにくい箇所があるなどと供述した者はいなかった。

それどころか、一審原告会社において開発部長(技術者)としての立場にあって、一審原告会社の噴霧乾燥器の構造等を熟知しているのみならず、菌についての知見も有している[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)の取調べを行った警視庁公安部警察官が作成した[REDACTED]の供述調書には、「ハで規制されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」とありますが、そもそもスプレードライヤは熱風を送り込む装置ですので100度前後の高温を数時間かければ機械の内部を殺菌することが可能であると思います。」「熱風で滅菌や殺菌をすることを乾熱滅菌もしくは、乾熱殺菌という言い方をしますが、大腸菌のような芽胞を形成しない菌であれば、100度前後の熱風を数時間かければ殺菌することができます。スプレードライヤの入り口温度を150度以上に設定し、風量を最大にして熱風を機械内に送り込めば、機械の最終出口付近においても100度以上にはなりますので、数時間乾熱運転を行えば、装置内は定置した状態で殺菌することができます。まとめますと、(中略)ハの条件には、スプレードライヤを乾熱で運転して数時間以上続ければ、大腸菌のような一般生菌の殺菌は可能です。したがって、当社のスプレードライヤは定形機(マ)であれば、輸出規制の法令に該当すると言えます。」として、大腸菌の特性にも触れながら、一審原告会社の定型機の噴霧乾燥器(本件噴霧乾燥器1及び本件噴霧乾燥器2を含む。)が本件要件ハの客観的構成要件該当性を充たすことを認める内容が録取されていた(丙44・3及び4ページ)。

また、一審原告会社においてエンジニアリング部に所属し、噴霧乾燥器の設計、性能検査等を主な業務として稼働していた[](以下「[]」という。)の取調べを行った警視庁公安部警察官が作成した[]の供述調書には、「ハの滅菌や殺菌に関する項目について説明します。(中略)噴霧乾燥器は、熱風が器内に行き渡る構造になっていることから、この熱風による乾燥運転で滅菌は出来なくても殺菌は出来ると思います。殺菌方法について、詳しく説明をしますと、定形機(マ)でも、熱風を発生させる入口部分の温度が250℃に達する性能を有しており、その熱風を利用して装置内部に行き渡らせることが出来ます。」「装置の末端である排気口であっても100℃をゆうに超える可能性があるため、雑菌であれば、噴霧乾燥器内部の殺菌することが出来ると思います。」として、一審原告会社の噴霧乾燥器の構造や具体的な殺菌方法にも触れながら、一審原告会社の定型機の噴霧乾燥器(本件噴霧乾燥器1及び本件噴霧乾燥器2を含む。)が本件要件ハの客観的構成要件該当性を充たすことを認める内容が録取されていた(丙45・5及び6ページ)。そして、別の日に[]の取調べを行った警視庁公安部警察官が作成した[]の供述調書にも、「弊社の定型器の場合、250℃まで耐えられるという保証になっていますので、仮に入口温度を250℃にして1時間くらい空焚きをした場合、排風口は100℃は超えますので少なくとも一般菌である大腸菌等であれば、殺菌できると思います。」として、一審原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハの客観的構成要件該当性を充たすことを認める内容が録取されていた(丙46・2及び3ページ)。このように、[]は、警視庁公安部警察官作成に係る供述調書上、複数回にわたり、一審原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハの客観的構成要件該当性を充たすことを認

める旨供述していた。

オ 第1事件が検察庁に送致された時点(令和2年3月12日)における
検事の犯罪の嫌疑に関する判断

一審原告大川原ら3名は、令和2年3月12日に第1事件が検察庁に送致された時点において、前記エのとおり、供述調書上、任意捜査段階においても逮捕直後の弁解録取手続等においても、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハに当たらない、あるいは温度が上がりにくい箇所があるなどと供述しておらず、また、一審原告会社の役員・従業員の中にもそのような供述をしている者はいなかった。そして、[REDACTED]検事は、警視庁公安部警察官から、一審原告会社の役員・従業員の中に、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの客観的構成要件該当性を疑わせるような供述をしている者がいるとの報告を受けたこともなかった([REDACTED]証人調書・2及び3ページ)。

このように、送致時点において、前記アないしウのとおり、警視庁公安部の実施した温度測定実験(その合理性については後記3(1)のとおり。)や有識者による殺菌実験、これらに基づいて本件噴霧乾燥器1が本件要件ハに該当するという経済産業省の回答などの客観的な証拠がそろっている一方、前記エのとおり、一審原告大川原ら3名を含め一審原告会社の役員・従業員の中に、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハの客観的構成要件該当性について疑義を生じさせる供述をした者はいなかったことから、[REDACTED]検事は、本件要件ハの客観的構成要件該当性の立証に問題はなく、本件の主要な争点は一審原告大川原ら3名の犯意や共謀の有無になるであろうと判断した。

(3) 第1事件に係る本件勾留請求時(令和2年3月12日時点)における証拠資料

ア 第1事件に係る検察官の弁解録取手続(令和2年3月12日)における供

述内容等

■検事は、警視庁公安部から送致を受けた前記(2)の証拠資料に加え、弁解録取手続における一審原告大川原ら3名の供述を得るなどした。

そして、一審原告大川原ら3名は、第1事件に係る検察官の弁解録取手続において、後記のとおり、犯意や共謀、法令解釈を争ったり、黙秘に転じたりするに至ったが、それでもなお、温度が上がりにくい箇所があるなどとして、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハの客観的構成要件該当性を充たさないと供述することはなかった。

① 一審原告大川原の供述内容

一審原告大川原は、第1事件に係る検察官の弁解録取手続において、「RL-5が海外に輸出されることは把握していました。ただし、それ以上の細かい仕様については、確認していませんでした。」(丙A74・1ページ)、「共謀の上」という、さも悪いことを企んでいそうな言葉については納得がいきません。」(同・2ページ)、「私が読んだ限り、A Gの規制内容からすれば、省令の文言がどうであれ、当社の一般的なスプレードライヤは、当然規制の対象外であると判断しました。」(同・3ページ)と供述して、犯意や共犯者との共謀の事実及び法令の解釈(殺菌の概念)について争う意思を明確にした。しかし、その一方で、一審原告大川原は、本件噴霧乾燥器1について貨物等省令2条の2第1項各号に規定された細菌等の微生物を乾熱殺菌することはできないなどという供述はしておらず、まして、「乾燥室測定口は温度が上がりにくいから、殺菌することはできない。」などと供述することもなかった。

② 亡相嶋の供述状況

亡相嶋は、第1事件に係る検察官の弁解録取手続において、「私は、事実にある、平成28年6月に輸出したRL-5については、受注した

ということ以外に知りませんし、関わっていません。」と供述し、犯意や共犯者との共謀の事実について争う意思を明確にした(丙47)。しかし、その一方で、亡相嶋は、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することや、その場所の温度が上がりにくいことなどについて言及することとはなかった。

③ 一審原告島田の供述状況

一審原告島田は、第1事件に係る検察官の弁解録取手続において、「事実は、違います。私は、「ハ」の要件を今回輸出したスプレードライヤは満たしていないものと判断しました。つまり、非該当機種と判断しました。その根拠ですが、2013年12月に、経済産業省の安全保障貿易管理センターが発行した輸出規制品目機材ガイダンス第6版には、「ハ」の要件を満たすスプレードライヤとは、「分解せずに置いたままで」「低温で殺菌又は滅菌ができ」「粉体の漏れが生じない構造で」「飛散防止装置が装備されたもの」が規制対象品目になると記載されていました。今回、輸出したRL-5は、この要件の全てを満たしていないと考えていました。」と供述し、その後、「今の時点で、これ以上お話しするつもりはなく、質問に対しては黙秘権を使いたいと思います。」として黙秘に転じた(丙48)。しかし、一審原告島田は、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することや、その場所の温度が上がりにくいことなどに言及することとはなかった。

イ ■■■ 検事の第1事件に係る本件勾留請求時(令和2年3月12日時点)における犯罪の嫌疑に関する判断

■■■ 検事は、第1事件に係る弁解録取手続における一審原告大川原ら3名の前記各供述内容を踏まえると、本件要件ハの客観的構成要件該当性に関し本件噴霧乾燥器1の最低温箇所について疑義を唱える者はいなかった

ことから、この点に係る立証は同時点における証拠資料で足り、本件の主要な争点は一審原告大川原ら3名の犯意や共謀の有無であると考え、主にこれらを解明することを念頭に、令和2年3月12日に第1事件に係る本件勾留請求を行った。

(4) 第1事件の勾留期間中(令和2年3月13日以降)の捜査経過や収集した証拠資料等

ア 第1事件の勾留期間当初、一審原告会社の役員・従業員が出頭要請を拒否していた状況

一審原告大川原ら3名については、同月13日に裁判官によって勾留決定がされたところ(甲33の1ないし33の3)、■■■■検事は、前記のとおり、主に一審原告大川原ら3名の犯意や共謀の有無が争点となると考えていたものの、一審原告大川原ら3名が検察官による弁解録取手続で否認ないし黙秘するようになり、具体的な供述を得ることができない見通しになったことから、勾留期間中、主に一審原告会社における一審原告大川原ら3名の役割、本件における犯意や共謀の有無を明らかにするために、■■■■ら一審原告会社の役員・従業員の取調べを行うべく、同人らの呼出しを行った。

しかし、一審原告会社の役員・従業員は、検察官からの呼出しに対して、「なるべく先延ばしするように」との弁護人からの指示に従い、取調べには応じないという方針を立て、■■■■ら従業員は、「管理部を通して日程調整をしてもらいたい」などとして、事実上、出頭を拒否した(丙A46参照)。

そのため、■■■■検事は、当初の勾留期間内において、一審原告会社の管理部に所属する1名を除き、検察官による■■■■らの取調べを実施することができなかった。

イ 一審原告会社の役員・従業員以外の取調べ

そこで、■■■■ 検事は、検察官からの呼出しに対する■■■■ から一審原告会社の役員・従業員の非協力的な対応も踏まえ、応援検事をして、主に一審原告大川原ら3名の本件における犯意や共謀の有無を明らかにするために、この時点において一審原告会社と密接な関係性や利害関係を有しないと思われる者(一審原告会社の現役の役員・従業員以外の者)の取調べを行ったところ、以下の供述を得た。

① 一審原告会社の元取締役の供述内容

一審原告会社において営業部長を務めた経験もあり、一審原告会社の噴霧乾燥器の構造をよく把握している同社元取締役は、令和2年3月19日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、本件噴霧乾燥器1を含む一審原告会社が製造する噴霧乾燥器について、「基本的に機械の内部の熱が下がりにくくなるように設計されているので、入口温度から出口までの温度の低下は空焚きの場合には数十度程度に収まるはずです。そのため入口から出口までの機械内部に送り込む熱風の温度は、100度以上にする事ができるので、内部の微生物を滅菌又は殺菌することができます。」「一般的な大腸菌などの菌は装置内に熱風を送り込むことで滅菌又は殺菌することが十分に可能だと言えます。」などと、本件要件ハに該当する旨供述した(丙A22・5及び6ページ)。

② 株式会社■■■■ (旧商号は■■■■) における噴霧乾燥器の設計・開発等の責任者の供述内容

噴霧乾燥器の製造販売等を主な事業内容とする株式会社■■■■ における噴霧乾燥器の設計・開発等の責任者は、令和2年3月23日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、本件要件「ハの滅菌又は殺菌については、(中略)噴霧乾燥器を空運転させて送致内に熱風を送り込めば、送致

の末端まで100度を超える熱風が行き渡ることから、大腸菌等の代表的な毒性の強い病原体を死滅させることができる可能性が否定できず、殺菌に該当する可能性があると考えました。」「どのメーカーの機器であっても、構造上、内部に熱風が行き渡り、入口温度を上げれば内部の熱風の温度も100度を超えと考えられるので、定置した状態で装置の内部を殺菌できると考えています。」などと、噴霧乾燥器一般について本件要件八に該当する可能性がある旨供述した(丙A8・4及び5ページ)。

③ 経済産業省の職員の供述内容

経済産業省が噴霧乾燥器を輸出管理対象品目に追加する旨のAG合意に基づき国内法令の改正を行うに際し、一審原告会社からヒアリングを行った同省担当者は、令和2年3月24日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、ヒアリングを行った平成24年2月当時、一審原告会社の亡相嶋及び一審原告島田が、一審原告会社の噴霧乾燥器が規制対象となることを避けるために、「殺菌」を「蒸気殺菌」に限定すべきなどと主張したものの、受け入れられなかったことなどを供述した。

そして、同省担当者は、「相嶋さんは、突然「このままでは輸出できなくなるじゃないか。」と大声を出して激高しました。(中略)私は、相嶋さんが、大川原社の噴霧乾燥器が規制対象になると思って激高したということは分かりました」と述べ、亡相嶋において、一審原告会社の噴霧乾燥器が客観的構成要件該当性を満たしているとの認識を有していた旨供述した。(以上につき、丙A17)

④ 経済産業省の別の職員の供述内容

平成24年2月当時、経済産業省から委嘱されて同省の非常勤職員である安全保障貿易管理調査員の立場にあった者は、令和2年3月25日、

取調べを担当した検事(応援検事)に対し、i)平成24年に経済産業省が噴霧乾燥器を輸出管理対象品目に追加する旨のAG合意に基づき国内法令の改正を行うに当たり、同年2月23日、亡相嶋らと規制案についてヒアリングを行ったこと、ii)その際、亡相嶋らが、一審原告会社の噴霧乾燥器が規制対象にならないよう、滅菌や殺菌の方法を蒸気殺菌に限定する旨変更することなどを求めていたこと、iii)規制案について話し合っている途中、亡相嶋がいきなり声を荒げて怒りだしたため、「AGの規制案について話し合っていたところで相嶋さんが激高したので、大川原社の噴霧乾燥器が規制の対象になりつつあることがおもしろくないので激高したのだと思」ったことなどを供述し、亡相嶋において、一審原告会社の噴霧乾燥器が客観的構成要件該当性を充たしているとの認識を有していた旨供述した(丙A18)。

⑤ 一審原告会社の関係会社である株式会社 [REDACTED] の監査役の供述
内容

噴霧乾燥器の設計などに携わった経験を有し、一審原告会社の関係会社である株式会社 [REDACTED] の監査役は、令和2年3月30日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、本件要件「ハについては、噴霧乾燥器内に熱風を循環させることで乾熱殺菌することができます」、「ですから、化工機(引用者注：一審原告会社のこと。)の噴霧乾燥器が該当する可能性があると思います。」(丙21・10ページ)と供述したほか、一審原告大川原からの依頼に基づいて本件省令の改正に係るパブリックコメントを提出した経緯を供述するとともに、「私は、大川原さんは、規制の対象となる噴霧乾燥器を「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ」ものに限定することにより、化工機が製造した噴霧乾燥器が規制に該当しないようにしようとしているのだと思まし

明を受けたことがなかったので、非該当の理由は分からない旨供述した(丙18)。

③ 一審原告会社従業員■■■■の供述内容

一審原告会社開発部部責(当時)であった従業員■■■■は、令和2年3月26日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、噴霧乾燥器の温度が上がりにくい箇所として「製品の回収容器」を挙げ、その理由として「外がむき出しで放熱だったらどんどんそっから結局冷めていく」などと供述した(甲153)。

④ 一審原告会社従業員■■■■の供述内容

一審原告会社エンジニアリング部門に所属する従業員■■■■は、令和2年3月27日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、「おでこをくっつけたりしてるからそこら辺って温度全然上がってない」、「滅菌とか殺菌とかできる装置じゃないよなって今は思っています」などと供述した(甲155)。

⑤ ■■■■の供述内容

■■■■は、令和2年3月27日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、噴霧乾燥器の温度が上がりにくい箇所として「測定口」、「バグフィルタ」、「ポット」を挙げ、その理由として「風が通らないところとかは温度が低くなる」などと供述した(甲150)。

エ 一審原告大川原ら3名の供述状況及び弁護人の申入れの状況

一審原告大川原は、第1事件に係る検察官の弁解録取手続以降に実施された取調べにおいても、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することや、その場所の温度が上がりにくいから「殺菌」することはできないことなどに全く言及しなかった。

また、亡相嶋及び一審原告島田も、第1事件に係る検察官の弁解録取手

続以降に実施された取調べにおいて、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することや、その場所の温度が上がりにくいことなどに言及することはなかった。

なお、一審原告大川原ら3名の弁護人は、第1事件に係る本件逮捕前から積極的な弁護活動をしていたところ(丙A46参照)、■■■■検事は、第1事件に係る本件公訴提起前に、一審原告大川原ら3名の弁護人から、噴霧乾燥器に温度が上がりにくい場所が存在することや、その場所が乾燥室測定口であることなどについて指摘を受けたことはなかった(本件各噴霧乾燥器の最低温箇所が初めて明確な争点となったのは、公判前整理手続に至ってからであった。)

- 3 ■■■■検事が第1事件に係る本件公訴提起時において、■■■■らの供述を踏まえても、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの客観的構成要件を充たすものとして公訴提起の判断をしたことが不合理とはいえないこと

■■■■検事は、令和2年3月26日及び同月27日の応援検事による取調べにおいて、■■■■らから、前記2(4)ウ③ないし⑤のとおり、噴霧乾燥器について温度が上がりにくい箇所がある旨の指摘があったものの、前記2(1)ないし(3)のとおり、本件要件ハの客観的構成要件該当性に関する証拠資料は既にそろっていた上、■■■■らの供述は信用性に欠けると判断することができ、しかも、前記2(4)エのとおり、一審原告大川原ら3名や弁護人から、最低温箇所についての指摘を受けたこともなかったことなどから、同時点における証拠関係によれば本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定及び本件要件ハの客観的構成要件該当性の立証に問題はないと判断した。そして、■■■■検事は、それまでの捜査によって現に収集していた証拠資料を踏まえれば、一審原告大川原ら3名の犯意及び共謀についても立証が可能であると判断し、令和2年3月31日、第1事件に係る本件公訴提起をした。

■ 検事による第1事件に係る本件公訴提起の判断が合理的な理由を欠くとはいえないことは、以下のとおりである。

(1) 警視庁公安部が実施した最低温箇所の特定経過及びそれに基づく有識者による殺菌実験結果に不合理な点は見当たらないこと

ア 警視庁公安部警察官は、本件各噴霧乾燥器の同型機を使用した実験を実施するに当たり、捜査機密の保全の必要性も考慮し、一審原告会社と利害関係のない ■ の技術部署を統括する立場にある技術営業部本部長から聴取をしていた。 ■ は、一審原告会社に利害関係を有しない第三者であり、かつ、噴霧乾燥器等のシステム設計や機器の設置等を行うエンジニアリング会社として、噴霧乾燥器の構造等に関する知見を有する会社であったため、前記技術営業部本部長の供述は、中立かつ専門的な立場にある者の供述として信用性が認められるものであった。

そして、警視庁公安部警察官は、前記技術営業部本部長から、「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる」、「大型機など機種によっては、サイクロンやバグフィルタ内の下部である回収容器との接合部分が低くなるとも考えられる」、「熱風は上昇する特性があることを改めて考えるとサイクロンの下部つまり回収容器との接合部分の方が低温になる可能性がある」との客観的かつ具体的な理由とともに、噴霧乾燥器内部の最低温度は「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの回収容器との接続部分」の温度を測定すれば特定できる旨を聴取して、これを報告書化していたところ(丙A132)、乾燥熱風が直接送り込まれる乾燥室が高温になりやすく、乾燥室から装置末端に行くにつれ、噴霧乾燥器内部の温度が下がっていく旨の同聴取内容に不自然、不合理な点は見当たらず、同聴取内容の

信用性に疑問を抱かせる事情はなかった。

そして、警視庁公安部警察官は、同聴取内容を踏まえ、特に本件噴霧乾燥器1の同型器につき、前記技術営業本部長が述べた3箇所に加えて、乾燥室天井(乾燥室内上部)など周辺部位7箇所も含め、合計10箇所の温度計測箇所を抽出した上、同型器に、最高で160度まで温度検知をすることができるサーモラベルを貼った温度測定実験により最低温箇所を特定した(丙6)のであるから、最低温箇所の特定経過にも不合理な点は見当たらなかった。

しかも、最高で160度まで温度検知をすることができるサーモラベルを貼った温度測定実験の結果は、乾燥熱風が直接送り込まれる乾燥室のうち、「乾燥室天井(乾燥室内上部)」において少なくとも160度(サーモラベルの上限値)に達した一方、乾燥室から装置末端に行くにつれ、「バグフィルタ天井」では150度、「バグフィルタ中間(奥)」では140度、「排気口奥15cm」では115度、「排気口奥5cm」では100度と、徐々に温度が下がっていき、上昇する特性のある熱風が行き渡りにくいと考えられる装置の下部にある「サイクロンの下部」では130度、同所よりも装置末端に近い「バグフィルタの下部」では90度であった(丙6)のであり、前記技術営業本部長の説明が裏付けられた。

このように、警視庁公安部警察官が行った温度測定実験に関する最低温箇所の特定経過は合理的であったから、■■■■検事が、同実験結果の内容が記載された報告書(丙6)に高度の信用性が認められるとして、本件噴霧乾燥器1内部の最低温箇所を「バグフィルタの下部」と特定したことは合理的であったと認められる。

イ また、警視庁公安部からの依頼を受けた有識者による殺菌実験結果が報告されており、その実験結果に疑問を抱かせる事情は認められなかった。

具体的には、■■■■大学大学院■■■■准教授からは、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を製造する工程の中で熱に対する抵抗力が強くなる菌が生じることを想定して、芽胞を形成しない細菌である腸管出血性大腸菌O157を使用し、その培養液を室温で60分間乾燥させて熱に対する抵抗力を強くした上で、乾熱滅菌機に入れて殺菌することができるかについての実験を行い、その結果、90度120分間の乾熱処理で殺菌できたと報告されていた(丙11、丙4・添付資料12・14・17、丙10・添付資料14・16・20)。また、■■■■大学■■■■教授からは、芽胞を形成しない細菌である大腸菌と、芽胞を形成する菌であるウェルシュ菌の各基準株を使用し、それぞれ室温で36時間乾燥させた各細菌を含有するペーパーディスクを作成した上で、110度で2時間、120度で2時間の乾熱を条件とした殺菌試験を行い、いずれの殺菌試験においても、大腸菌及びウェルシュ菌の基準株を殺菌できたと報告されていた(丙13、丙A65)。

(2) 警視庁公安部が実施した最低温箇所の特定に関する温度測定実験及びそれに基づいた殺菌実験結果については、信用性の認められる第三者の供述によっても裏付けられていたこと

ア 前記2(4)イ①のとおり、一審原告会社において営業部長を務めた経験もあり、一審原告会社の噴霧乾燥器の構造をよく把握している同社元取締役は、令和2年3月19日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、本件噴霧乾燥器1を含む一審原告会社が製造する噴霧乾燥器について、「基本的に機械の内部の熱が下がりにくくなるように設計されているので、入口温度から出口までの温度の低下は空だきの場合には数十度程度に収まるはずです。」「入口から出口までの機械内部に送り込む熱風の温度は、100度以上にすることができるので、内部の微生物を滅菌又は殺菌することができます。」などと、本件要件ハに該当する旨供述していた(丙

A 2 2・5 及び 6 ページ) ものである。

同元取締役は、以前に一審原告会社の噴霧乾燥器の開発に携わっており、しかも既に一審原告会社を退職していたことから、専門的・技術的知識を有する者であり、かつ一審原告会社と利害関係のない中立的な立場からの供述が期待できる者であったところ、その内容は、具体的な根拠をもって、本件噴霧乾燥器 1 を含む一審原告会社が製造する噴霧乾燥器について、本件要件ハに該当することを述べるものであった。

イ また、前記 2 (4) イ②のとおり、一審原告会社の同業他社であって、噴霧乾燥器の製造販売等を主な事業内容とする株式会社 [] (旧商号は []) において噴霧乾燥器の設計・開発等に携わる責任者も、一審原告会社の噴霧乾燥器に限定していないものの、一般的な噴霧乾燥器の構造を踏まえ、本件要件ハに該当する可能性がある旨供述していた(丙 A 8・4 及び 5 ページ)。

ウ さらに、前記 2 (4) イ⑤のとおり、噴霧乾燥器の設計等に携わった経験を有する株式会社 [] の監査役も、一審原告会社の噴霧乾燥器について、本件要件ハの客観的構成要件該当性を肯定する供述をしていた(丙 2 1)。

エ 以上のとおり、前記 (1) の最低温箇所の特定のための温度測定実験及びそれに基づいた殺菌実験結果は、信用性の認められる第三者の供述によって裏付けられていた。

(3) 第 1 事件に係る本件公訴提起前に最低温箇所の特定が具体的な争点として顕在化していなかったこと

ア 前記 2 (2) エ (イ) ①ないし③、(3) ア及び (4) エのとおり、第 1 事件に係る本件公訴提起前の時点においては、一審原告大川原ら 3 名はいずれも、本件噴霧乾燥器 1 について、不正輸出の事実を認めるか、「殺菌」が可能で

あることを前提に犯意や共謀、法令の解釈を争うにとどまり、本件噴霧乾燥器1の内部に温度が上がりにくい箇所があることや、それが乾燥室測定口であることを供述しておらず、また、一審原告大川原ら3名の弁護人も、[REDACTED] 検事に対して、本件各噴霧乾燥器に温度が上がりにくい箇所があることや、それが乾燥室測定口であることなどを指摘していなかったことから、同時点において、最低温箇所の特定が具体的な争点として顕在化することはなかった。

イ しかも、前記2(4)イ③ないし⑤の経済産業省の職員や一審原告会社の関係者の供述によれば、平成24年に経済産業省が噴霧乾燥器を輸出管理対象品目に追加する旨のAG合意に基づき国内法令の改正を行うに際し、一審原告会社からヒアリングを行った際、亡相嶋及び一審原告島田は、自社の噴霧乾燥器が規制対象となることを避けるために、「殺菌」を「蒸気殺菌」に限定すべきなどと主張していた上、一審原告大川原も、本件省令改正前に、一審原告会社の噴霧乾燥器が規制対象とならないように株式会社[REDACTED]の監査役にパブリックコメントの提出を依頼していた。このような一審原告大川原ら3名の言動は、一審原告会社の噴霧乾燥器が現行解釈における本件要件ハに該当することとなるとの認識を前提として、規制の改正に反対する行動をとっていたものと認められた。

前記2のとおり、本件については、第1事件の送致時点から、既に本件要件ハの客観的構成要件該当性を立証するに十分な客観的証拠があり、一審原告大川原ら3名も、第1事件に係る本件逮捕前から本件公訴提起までを通して、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに当たらないとか、温度が上がりにくい箇所があるなどと主張することはなく、弁護人からもその旨の指摘がなかったため、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定が第1事件の争点として顕在化していなかった。

なお、一審原告大川原ら3名の弁護人が、初めて乾燥室測定口の温度が上がりにくい旨主張したのは、第2事件に係る本件公訴提起から約4か月後の令和2年10月19日に乾燥室測定口の温度測定結果報告書(甲15、16)を取調べ請求した時点である(甲91)。この点、一審原告らは、令和2年8月14日付予定主張記載書面に最低温箇所の特定に疑義がある旨の記載があると主張するが、いずれにしろ最低温箇所の特定が争点として顕在化したのは、第2事件に係る本件公訴提起後である。

- (4) ■■■らの供述は、いずれも警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難いものであったこと

ア 令和2年3月26日の■■■の供述は、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言えない内容であったこと

■■■は、前記2(4)ウ③のとおり、令和2年3月26日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、噴霧乾燥器の温度が上がりにくい箇所として「製品の回収容器」を挙げ、その理由として「外がむき出しで放熱だったらどんどんそっから結局冷めていく」などと供述した(甲153)。

しかし、■■■は、一審原告会社の現役の従業員であり、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名と密接な関係を有することはもとより、一審原告会社の役員である一審原告大川原ら3名の被用者ないし部下として従属関係にあった者であり、強い利害関係を有していたことから、そもそも■■■の供述の信用性を判断する上では、同人が中立的な立場から供述することが困難であることを考慮する必要があった。現に、■■■は勾留15日目に事情聴取に応じたものの、従前の警視庁公安部警察官の取調べ時の供述を変遷させたものであり、その供述の変遷経過からも信用性に疑義があった。また、同人の供述は、温度が上がりにくい箇所として、乾燥室測定口を指摘するものではなかったし、そもそも■■■が指摘した製品の回収容器は噴

霧乾燥器の「内部」とは言えないことからすれば、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言えなかった。

イ ■■■の供述は、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難い内容であったこと

■■■は、前記2(4)ウ④のとおり、令和2年3月27日、取調べを担当した検事(応援検事)に対し、「(機器の外側から)おでこをくっつけたりしてるからそこら辺って温度全然上がってない」、「滅菌とか殺菌とかできる装置じゃないよなって今は思っています」などと供述した(甲155)。

しかし、■■■も、■■■と同様に、一審原告会社の現役の従業員であり、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名と密接な関係を有することはもとより、一審原告会社の役員である一審原告大川原ら3名の被用者ないし部下として従属関係にあった者であり、強い利害関係を有していたことから、そもそも■■■の供述の信用性を判断する上では、同人が中立的な立場から供述することが困難であることを考慮する必要がある。現に、■■■は、勾留16日目にしてようやく事情聴取に応じたものの、従前の警視庁公安部警察官の取調べ時の供述を変遷させたものであり、その供述の変遷経過からも信用性に疑義があった。また、同人の供述は、一審原告会社の噴霧乾燥器内部に温度が上がらない箇所があることの根拠として、「(機器の外側から)おでこをくっつけたりしてるから」という体感的な感想を述べるものにとどまり、実験結果や客観的資料に基づく指摘ではなく、その供述内容は、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に直ちに疑義を生じさせるものとは言い難かった。

ウ ■■■の供述は、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難い内容であったこと

(7) ■■■は、前記2(4)ウ⑤のとおり、令和2年3月27日、取調べを担

当した検事(応援検事)に対し、噴霧乾燥器の温度が上がりにくい箇所として「測定口」、「バグフィルタ」、「ポット」を挙げ、その理由として「風が通らないところとかは温度が低くなる」などと供述して(甲150)、一応、「測定口」を挙げていた。

(イ) しかし、■■■■についても、■■■■及び■■■■と同様に、一審原告会社の現役の従業員であった者であり、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名と密接な関係を有することはもとより、一審原告会社の役員である一審原告大川原ら3名の被用者ないし部下として従属関係にあった者であり、強い利害関係を有していたことから、そもそも■■■■の供述の信用性を判断する上では、同人が中立的な立場から供述することが困難であることを考慮する必要があった。現に、■■■■は、第1事件の勾留延長前における検事調べへの出頭要請を拒否した上、勾留16日目にしてようやく事情聴取に応じたものの、突然、従前の警視庁公安部警察官の取調べ時の供述と矛盾する内容の供述を始めたものであり、その供述の変遷経過からすれば、その供述の信用性には疑義があった。

(ロ) また、■■■■は、前記2(2)エ(イ)④のとおり、警視庁公安部警察官による取調べにおいては、「薬剤、熱風による殺菌は可能です。特に熱風については装置の性質上、装置内部に高温が行き渡る構造になっているからです。」などと「装置の性質」に言及して、具体的に供述していたものであり、温度が上がりにくい箇所がある、ましてや測定口の温度が上がりにくいなどは全く言及していなかったものである。このように、■■■■は、警視庁公安部警察官による取調べでは、装置内部に高温が行き渡る旨具体的に供述していたにもかかわらず、応援検事による取調べでは前記供述を変遷させたところ、単に変遷しただけでなく、警視庁公安部警察官に対する供述とは矛盾する内容の供述をするに至ったのであ

り、その理由については、「いやその時はしてないんですね」、「いや、ただ今どこが上がらないんですかって改めて聞かれるんで、答えただけです。」(甲150別紙・17ページ)などと、警視庁公安部警察官の取調べでは聞かれなかつただけである旨供述するだけで、合理的な変遷理由を説明しなかつた。

一般的にいて、人の知覚・記憶には誤りが介在することがあるので、体験した事実に関する供述であれば、変遷することはあり得ることであるが、専門的・技術的知見に関する供述については、その供述内容の性質に照らして、供述が変遷すること自体考え難いところ、■は、一審原告会社で、噴霧乾燥器の設計等に長年携わっており、同社の技術者として、警視庁公安部警察官及び検事に対し、専門的・技術的知見を含む供述をしたものであり、警視庁公安部警察官に対しては、「薬剤、熱風による殺菌は可能です。特に熱風については装置の性質上、装置内部に高温が行き渡る構造になっているからです。」と供述して、自らの専門的・技術的知見に基づいて、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハの客観的構成要件該当性を肯定していた■が、後になって、検事に対し、噴霧乾燥器の「測定口」、「バグフィルタ」、「ポット」の温度が上がりにくいとして、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハの客観的構成要件該当性を否定するような供述をするのは、それ自体、■供述の信用性に疑義を生じさせるものである。

(I) 更に言えば、■、■及び■は、前記2(4)アのとおり、三者とも、突然、警視庁公安部警察官の取調べの供述内容を覆し、しかも、三者ともそろって、本件要件ハに関して温度が上がりにくい箇所を指摘する供述を始めたものであり、三者の供述経過や弁解内容の共通性からして三者間に通謀すら疑われた状況といえるのであって、この点からして

も、■■■■、■■■■及び■■■■の各供述の信用性には疑義があったものである。

(ウ) さらに、■■■■の供述内容を見るに、■■■■が、温度が上がりにくい箇所として「測定口」を挙げたといっても、どの程度の菌を死滅させれば「殺菌」に当たるかという「殺菌」の解釈について争った(甲150別紙・4ないし12ページ)上で、それについて応援検事から追及されて、温度が上がりにくい箇所として、「測定口」、「バグフィルタ」、「ポット」という箇所を複数挙げた(同・12ないし17ページ)にすぎず、乾燥室測定口のみを特定して指摘したわけではない。さらに、■■■■は、本件要件ハの「内部」が噴霧乾燥器の「システム」全体に渡るという独自主張を展開するに至ったのであり(同・17ないし20ページ)、温度が上がりにくい箇所として乾燥室測定口に言及したのは、独自の主張を正当化するための弁解の一つにすぎなかったといえる。

しかも、乾燥室測定口の温度に関する■■■■の供述は、「どうなんですかね。全く空気通らないところもありますんで、何もしてないんで5～60度ぐらいだと思っただとですけどね。推測です。測ったことないから本当に言えないですけど。」(甲150別紙・15ページ)、「実績もないので、根拠なんてのはないですけど。」(同・26ページ)、「私も測定したことがあるわけじゃないんで。」(同・29ページ)、「結果がわからないですから何とも言えないですね。」、「私は調べてもないし聞いてもない。」(同・30ページ)というものであり、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを具体的な根拠を伴って説明したものではなく、単なる憶測を述べたにすぎず、そもそも乾燥室測定口の温度が50ないし60度というのも留保付きのものであり、温度が上がりにくいことを明確に指摘するものでもなかった。

(カ) 以上のとおり、■■■■の供述は、■■■■及び■■■■の供述とともに、その内

容及び供述経過からして信用性に欠けるものであった上、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを具体的な根拠をもって明確に指摘するものではなかったため、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難かった。

エ 小括

他方で、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果等は、前記(2)のとおり、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名らと利害関係がなく中立的な第三者の供述という信用性の認められる証拠で裏付けられていたばかりか、本来一審原告会社に不利な供述をすることが想定されない同社の従業員のうち、エンジニアリング部の部責という噴霧乾燥器の設計等に通じている立場にある者が、前記2(4)ウ①のとおり、同社の噴霧乾燥器の本件要件ハの客観的構成要件該当性を認める供述をしており(丙22)、また、一審原告会社の元取締役として噴霧乾燥器の構造をよく把握している者も、前記2(4)イ①のとおり、同様の供述をしていたものである(丙A22)。このような観点からも、■■■■らの供述は、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難いものであった。

(5) ■■■■検事が第1事件に係る本件公訴提起時において、■■■■らの供述を踏まえても、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハの客観的構成要件に該当するものとして公訴提起をする判断をしたことが不合理とはいえないこと

ア 前記第2の1及び2で述べたとおり、公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法であるというためには、公訴提起時において検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、有罪判決を期待し得る合理的な根拠が欠如しているにもかかわらず、あえて公訴提起をした場合であって、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れ

でも、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達していることが必要である。そして、公訴提起の時点で現に収集された証拠資料及びこれらの証拠資料に基づいて検察官が行った判断過程を前提にすれば、既に収集された証拠資料のみで有罪判決を期待し得る合理的根拠があると判断され、公訴提起の可否を判断する上で更なる捜査が必要不可欠ではないと判断される場合には「通常要求される捜査」とはいえず、更なる捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を判断資料とすることは許されないというべきである。

イ これを第1事件に係る本件公訴提起について見ると、前記2で述べた第1事件に係る捜査経過及び証拠資料や各時点における■■■■■検事の判断を前提にすれば、前記(1)で述べたとおり、警視庁公安部が実施した本件噴霧乾燥器1に係る最低温箇所の特定経過及びそれに基づく有識者による殺菌実験結果に不合理な点は見当たらなかったこと、前記(2)で述べたとおり、本件噴霧乾燥器1について警視庁公安部が実施した最低温箇所の特定に関する温度測定実験及びそれに基づいた殺菌実験結果については、信用性の認められる中立的立場でありかつ専門的知識を有する第三者の供述によって裏付けられていたこと、前記(3)で述べたとおり、第1事件に係る本件公訴提起前の時点においては、本件噴霧乾燥器1に係る最低温箇所の特定が具体的な争点として顕在化していなかったことが認められ、これら公訴提起時までには検察官が現に収集していた証拠資料を前提にすれば、法の予定する一般的な検察官が同時点において、警視庁公安部が実施した温度測定実験に基づいて最低温箇所を特定したことに不合理な点は見当たらないと判断したことは合理的というべきである。

他方で、前記(4)で述べたとおり、■■■■■、■■■■■及び■■■■■の供述は、いずれも一審原告会社の現役の従業員という強い利害関係を有する者の供述で

あった上、任意捜査段階では本件噴霧乾燥器1に係る本件要件ハの客観的構成要件該当性について認める趣旨の供述をしていたにもかかわらず、一審原告大川原ら3名が逮捕・勾留された後は、勾留15日目ないし16日目に至って三者とも合理的な理由を説明することなく従前の供述を変遷させ、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所に係る供述を始めたものであり、供述の変遷経緯や供述内容の共通性からして通謀の可能性も認められたものである。また、■■■■らの供述は、同人らがいずれも一審原告会社のエンジニアリング部門や設計部門等に所属し、噴霧乾燥器に関する専門的知識を有していたにもかかわらず、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所を具体的に特定して指摘したのも、客観的資料に基づいて温度が上がりにくいことを指摘したのもでなかったことからすると、警視庁公安部が実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難いものであり、通常の検察官において、第1事件に係る本件公訴提起の時点で、■■■■らの供述に信用性が認められないと判断したことが不合理とはいえない。

そうすると、法の予定する一般的な検察官からみて、第1事件に係る公訴提起時点で■■■■検事が現に収集していた証拠資料及び前記のような判断過程を踏まえれば、同時点までに収集された証拠、すなわち警視庁公安部が実施した温度測定実験等により本件噴霧乾燥器1の本件要件ハの客観的構成要件該当性を立証することが十分可能であると判断し、公訴提起の可否を判断する上で再度の温度測定実験を行うことが必要不可欠ではないと判断することが不合理とはいえないから、再度の温度測定実験は「通常要求される捜査」には当たらず、同実験を実施すれば収集し得た証拠資料を公訴提起の違法性を判断する判断資料とすることは許されないというべきである。

ウ したがって、■■■■検事が、第1事件に係る公訴提起時において現に収集

した証拠資料のみでも本件噴霧乾燥器1の本件要件ハの客観的構成要件該当性を立証し得ると判断した上で、再度の温度測定実験を実施せずに第1事件に係る本件公訴提起をしたことは有罪判決を期待し得る合理的根拠を欠くものとはいえず、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を認めることができない程度に達しているとも認められない。

よって、■■■■検事による第1事件に係る本件公訴提起は国賠法1条1項の適用上違法とは認められない。

4 第1事件に係る本件公訴提起以降の捜査経過及び■■■■検事による第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起の判断に不合理な点はないこと

(1) 第1事件に係る本件公訴提起以降の捜査経過、第2事件に係る本件勾留請求時(令和2年5月27日時点)の証拠資料

■■■■検事は、令和2年3月31日に、第1事件に係る本件公訴提起をした。

その後、警視庁公安部警察官は、令和2年5月26日に、一審原告大川原ら3名を逮捕し、同月27日に検察庁に送致した。

第2事件に係る送致記録にも、前記2(2)アないしウと同様、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所の特定に関する証拠資料(丙10・添付資料9及び10、丙14等)がそろっており、本件噴霧乾燥器2については、第1事件と同様の捜査経過で、最低温箇所が「ダクト内」と特定されていた。

また、■■■■検事は、第1事件に係る本件公訴提起以降、応援検事をして、一審原告会社の噴霧乾燥器のユーザーの取調べを行い、一審原告会社の噴霧乾燥器で乾熱殺菌を行っている旨の供述を得るなどした(丙A6、A7)。

さらに、■■■■検事は、一審原告大川原及び亡相嶋について、第2事件に係る弁解録取手続を実施したところ、一審原告大川原は、同弁解録取手続にお

いて、「大腸菌であれば死ぬ」などと、本件要件ハの客観的構成要件該当性を認める供述をした(■証人調書8ページ、一審原告大川原本人調書28ページ)。

そして、■検事は、本件要件ハの客観的構成要件該当性に関する証拠がそろっていたことから、第2事件について、一審原告大川原ら3名を令和2年5月27日に勾留請求した。

(2) 第2事件の勾留期間中(令和2年5月27日以降)の捜査経過や収集した証拠資料等

■検事は、応援検事をして、令和2年5月29日、一審原告会社の噴霧乾燥器の別のユーザーの取調べを行い、「私は、一般的に、一定時間にわたり、高温の熱風を当てて乾燥させれば機械内部もカラカラに乾燥して高温になり、殺菌をすることができるという知識はありましたし、「L-8」を購入した際、大川原化工機の担当者からも「機械内部を清潔に保つためにも、洗浄後は熱風による乾燥を行うようにしてください。」と注意されていたので、洗浄を終えた後、一定時間空運転を継続して殺菌を行うようにしていました。(中略)「L-8」を購入後、そのように空運転した後に機械内部をサンプリングして一般生菌がないか確認したところ、菌は見当たらず、実際に殺菌ができていたことから、以後、現在まで空運転による殺菌を行ってきました。」との供述を得た(丙A48・3及び4ページ)。

また、第2事件の勾留期間中において、検事による一審原告大川原ら3名や一審原告会社の役員・従業員の取調べ等の捜査が実施されたが、一審原告大川原ら3名の供述状況に変化はなく、弁護人等が本件噴霧乾燥器2の最低温箇所等について指摘してくることはなかった。

他方で、一審原告会社に入社以来、エンジニアリング部に所属し、噴霧乾燥器の設計業務に従事していた■は、令和2年5月27日に、応援検事

に対し、「L-81型スプレードライヤの内部温度については、通常の使用で熱風入口温度250度・出口温度100度という温度を実現することが保証されています。」(丙A47・8ページ)と本件噴霧乾燥器2について客観的構成要件該当性を認める供述をしていた。

また、一審原告大川原は、令和2年6月11日、応援検事による取調べにおいて、検事からの「「RL-5」、「L-81」は、熱風による乾熱によって、内部の菌を殺すことはできませんか。」との質問に対し、「普通の菌は殺せませんが、弱っちい菌であれば殺せます。」と供述し、事実上、本件要件ハの客観的構成要件該当性を認める旨供述をしていた(丙A103)。

さらに、■■■■検事は、令和2年6月12日、応援検事をして、噴霧乾燥器が輸出規制の対象となった平成25年当時の一審原告会社において海外営業部の部責の立場にあった■■■■■■■■■■を取り調べ、同人から、平成25年7月から同年8月までの間に経済産業省が実施したパブリックコメントの意見募集の際、一審原告大川原が、株式会社■■■■■■■■■■の監査役に対し、「解釈案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」と記載して頂いた方が明確になると思われます」との意見を提出するよう依頼したこと及びその状況に関する供述を得ており、前記2(4)イ⑤の監査役の供述を裏付ける証拠を収集した(丙21・5ないし8ページ及び添付資料4、丙A19・10ページ及び添付資料10、丙A90・1.0ないし14ページ及び添付資料5、丙A91)。

■■■■検事は、第2事件についても、第1事件と同様に、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所の特定に係る本件要件ハの客観的構成要件該当性の立証に問題はなく、一審原告大川原ら3名の犯意及び共謀についても立証可能であると判断し、同年6月15日に第2事件に係る本件公訴提起をした。

(3) 第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起の判断に不合理な点はない

こと

第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起についても、基本的な証拠関係は第1事件と同様であるところ、警視庁公安部が実施した温度測定実験による本件噴霧乾燥器2の最低温箇所の特定期につぎ不合理な点はなかった上、前記(1)及び(2)のとおり、第1事件に係る本件公訴提起後に行った一審原告会社の噴霧乾燥器のユーザーの取調べの結果、同ユーザーにおいて同噴霧乾燥器により現に乾熱殺菌を行っていた旨の供述を得たこと、一審原告会社エンジニアリング部に所属する従業員から本件噴霧乾燥器2の本件要件ハの客観的構成要件該当性を認める旨の供述を得ていたこと、一審原告会社の海外営業部に所属する従業員から平成25年当時の経済産業省のパブリックコメント募集に際し、一審原告大川原が監査役に対し修正意見の提出を依頼した状況に関する供述を得ていたこと、一審原告大川原ら3名の供述内容に大きな変化はなく、むしろ一審原告大川原は本件噴霧乾燥器2の本件要件ハの客観的構成要件該当性を事実上認める供述をしていた上、弁護人等も本件噴霧乾燥器2の最低温箇所について指摘することはなかったことが認められる。そうすると、法の予定する一般的な検察官からみて、第2事件に係る本件勾留請求ないし本件公訴提起の時点において、同時点までに■■■■検事が現に収集した証拠資料及び前記のような判断過程を踏まえれば、同時点までに収集された証拠のみでも本件噴霧乾燥器2の最低温箇所の特定期に係る本件要件ハの客観的構成要件該当性を立証することが十分であると判断し、勾留請求ないし公訴提起の可否を判断する上で再度の温度測定実験が必要不可欠ではないと判断したことが不合理とはいえないから、再度の温度測定実験は「通常要求される捜査」には当たらず、同実験を実施すれば収集し得た証拠を勾留請求や公訴提起の違法性を判断するための判断資料とすることは許されないというべきである。

したがって、■■■■検事が、第2事件に係る本件勾留請求ないし本件公訴提起の時点までに収集した証拠資料のみでも本件噴霧乾燥器2の本件要件ハの客観的構成要件該当性を立証し得ると判断し、再度の温度測定実験を実施せずに第2事件に係る本件勾留請求ないし本件公訴提起をしたことは、有罪判決を期待し得る合理的根拠を欠くものとはいえず、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を認めることができない程度に達しているとは認められない。

したがって、■■■■検事による第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起も国賠法1条1項の適用上違法とは認められない。

第4 原判決の判断の誤り

- 1 第1事件に係る本件公訴提起の時点で本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定のために再度の温度測定実験を行うことが「通常要求される捜査」であったと評価した原判決の判断の誤り

(1) 原判決は、職務行為基準説及び合理的理由欠如説により公訴提起の違法性を判断するとしながら、実際には、本件公訴提起後の事情を前提に後方視的観点から■■■■検事の本件公訴提起の違法性を判断していること

ア 原判決は、測定口等の温度の検証について、①■■■■検事が、第1事件に係る本件公訴提起前の時点で、他の検事(応援検事)から一審原告会社の従業員らが一審原告会社の噴霧乾燥器について、最も温度が上がりにくい箇所を指摘している旨の報告を受けていたこと、②本件噴霧乾燥器1の構造に関しては■■■■の従業員より一審原告会社の従業員の方が熟知しているといえること、③一審原告会社の従業員である■■■■による最低温箇所の指摘は具体的であること、④同所の温度が上がりにくくなる理由

に関しても述べられていることからすると、「その指摘は最低温箇所の特定に疑問を抱かせるものであって、有罪立証をする上ではこの点の検証は当然に必要な捜査であった」と判示した上で(原判決86ページ)、これをしなかった■検事の第1事件に係る本件公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法としている。

イ しかし、前記第2の2(4)で述べたとおり、職務行為基準説及び合理的理由欠如説により検察官の公訴提起の違法性を判断する以上、その前提となる判断資料は「公訴提起の時点において検察官が現に収集していた証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料」に限られるところ、公訴提起の時点で現に収集された証拠資料及びこれらの証拠資料に基づいて検察官が行った判断過程によれば、既に収集された証拠資料のみで有罪判決を期待し得る合理的根拠があると判断され、公訴提起の可否を判断する上で更なる補充捜査が必要不可欠ではないと判断される場合には、「通常要求される捜査」とはいえず、更なる補充捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を判断資料とすることは許されないというべきである。

そうすると、前記第3の3で述べたとおり、第1事件に係る本件公訴提起の時点において■検事が現に収集した証拠資料及びこれらの証拠資料に基づく検察官の判断過程を踏まえれば、既に収集された証拠資料のみで本件各噴霧乾燥器に係る本件要件ハの客観的構成要件該当性を立証することが十分可能であり、公訴提起の可否を判断する上で再度の温度測定実験が必要不可欠ではないと判断したことは不合理とはいえないから、再度の温度測定実験は「通常要求される捜査」には当たらないというべきである。

それにもかかわらず、原判決は、■検事が第1事件に係る本件公訴提

起までに現に収集した証拠資料を踏まえて行った前記のような判断過程を一切無視し、■の供述のうち測定口の温度に関する指摘部分を殊更重視して「本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定に疑問を抱かせるもの」であると認定した上、再度の温度測定実験を行い、測定口の温度の検証を行うことが、検察官に「通常要求される捜査」として検察官に再度の温度測定実験を行う法的義務を負わせたものであるが、このような原判決の判断は、原判決が自ら定立した職務行為基準説及び合理的理由欠如説の判断枠組みから逸脱する判断過程によって公訴提起の違法性を判断したものにほかならないというべきである。すなわち、原判決は、判文上は、公訴提起の違法性の判断枠組みとして職務行為基準説や合理的理由欠如説を採用する旨宣明しながら、実質的には、公判前整理手続段階において本件各噴霧乾燥器の最低温箇所が初めて明確な争点となり、結果として乾燥室測定口の温度が上がりにくいことが判明したという本件公訴提起後の事情を考慮して、本件公訴提起時点における■検事の判断を論難したものであり、事後的な事情をもって後方視的観点から後付けで公訴提起の違法性を判断した点で明らかな誤りがある。

そして、前記第3の2で述べたような捜査過程や第1事件に係る本件公訴提起までに■検事が現に収集していた証拠資料に基づいて検察官(■検事)が行った判断過程を踏まえると、原判決の判断は、検察官に過大な捜査義務を課すものであり、不当であるといわざるを得ない。

(2) 原判決は、公訴提起に要求される犯罪の嫌疑の程度は有罪判決に要求される嫌疑の程度より低いもので足りると判示した芦別国賠最高裁判決の判示にも反すること

ア 原判決は、「そもそも刑事裁判においては、罪体に関し合理的な疑いを超える立証を行う責任は検察官が負っているところ、公訴提起が私人の心

身、名誉、財産等に多大な不利益を与え得ることを考慮すると、安易な公訴提起は許されないというべきであって、捜査段階で得られた証拠のうち、有罪立証に合理的な疑いを生じさせる事情が認められた場合には、それを否定するだけの十分な根拠を捜査において獲得すべきであるし、それができないのであれば公訴提起は行うべきではない。」と一般論を述べ、
■らの供述について「本件噴霧乾燥器が規制対象に該当するかについて合理的な疑いを生じさせるものである」などと判示している(原判決88ページ)。

イ 原判決の前記アの判示部分については、実質的には、検察官の公訴提起が国賠法上の違法性を欠くというための要件(適法要件)として、公訴提起時点における検察官の心証が、有罪判決時点における裁判官の心証、すなわち「合理的な疑いをいれない程度の確信」にまで達していることを求めるものと解されるのであって、端的に、公訴提起時における検察官の心証は、その性質上、有罪判決時における裁判官の心証と異なり、より低いもので足りると判示した芦別国賠最高裁判決に反するものというべきである(前掲篠田・最高裁判所判例解説476ページ1行目参照)。

そもそも、刑事訴訟法は、検察官の職責として、犯罪について捜査をして公訴を提起し、裁判所に対し犯罪の成否、刑罰権の存否について審判を求めることを定める一方、被告人の有罪無罪という犯罪の成否及び刑罰権の存否を最終的に決定する権限は刑事公判を主宰する裁判所にのみ与えているところ、原判決の前記アの判示を前提とすれば、検察官は、公訴提起の時点において、原判決のいう「罪体に関し合理的な疑いを超える立証を行う」ことが確実であるといえない限り、公訴提起をすべきでないこととされるから、本来刑事裁判所が行うべき最終的な判断を検察官が公訴提起の時点で先取りして行わざるを得ないこととなる。原判決の前記アの判示

は、結局、検察官が、本来刑事裁判所がすべき判断を実質的に代替して行うこと、ひいては刑事裁判所による審理自体が事実上不必要なもの(ないし形骸化したもの)となることを是認するものともいい得るが、刑事訴訟法の定める刑事訴訟制度がそのような事態を許容しているものとは到底考えられないのであり、原判決の判示は明らかに誤りというべきである。刑事訴訟法及び刑事訴訟制度の趣旨からしても、原判決は、検察官の公訴提起について過大な法的義務を課すものであり、これを前提に■■■■検事の本件公訴提起において職務上の法的義務違反があるものと判断した点で明確な誤りがあるというべきである。

- 2 ■■■■らの供述について、■■■■らが虚偽供述をするおそれの有無、従前の供述経過や供述の変遷、他の証拠との整合性を十分に検討することなく、それ自体を単体として切り取って評価したことによる判断の誤り

(1) 原判決における■■■■らの供述の信用性に対する評価の誤り(その1)

原判決は、一審原告大川原ら3名が否認又は黙秘する中、第1事件の勾留16日目の■■■■の供述について、供述の信用性を認めている。また、原判決は、供述の信用性を認めた理由の一つとして、■■■■らの供述について、「本件噴霧乾燥器1の構造に関しては■■■■の従業員よりも原告会社の従業員の方が熟知しているといえる。」などと判示する(原判決86ページ)。

しかし、■■■■は、刑事事件の被疑者である一審原告会社の現役の従業員であって、一審原告大川原ら3名の被用者ないし部下という従属関係にあるという強い利害関係者であり、一審原告大川原ら3名が否認ないし黙秘をする中、一審原告会社等に関する刑事責任の減免を考える同社幹部等の指示に従い、又は自発的にその意向を酌んで、同社にとって有利となる虚偽供述をするおそれが典型的に認められることから、その供述の信用性については、他

の証拠との整合性や供述の一貫性等の支えがなければ相対的に低いものと評価せざるを得ないものである。それにもかかわらず、原判決が、■の従前の供述経過や供述の変遷、虚偽供述をするおそれの有無、他の証拠との整合性等を検討することなく、自社製品について「測定口」の温度が上がりにくい理由を示して供述したからという理由だけで、「最低温箇所の特定に疑問を抱かせるもの」であったと評価するのは極めて安易な判断であるといわざるを得ない。実際に、■の供述をみても、前記第3の3(4)のとおり、その供述経過や供述内容には、供述の信用性に疑義を抱かせる事情が多々見られるところである。

また、一审原告会社の従業員が構造に熟知しているというのであれば、前記第3の2(4)イ①のとおり、一审原告会社において営業部長を務めた経験もあり、一审原告会社の噴霧乾燥器の構造をよく把握している同社元取締役が、本件捜査当時は一审原告会社と利害関係なく中立的な第三者となっていたのであるから、同社元取締役が、一审原告会社が製造する噴霧乾燥器について、具体的な根拠に基づいて乾熱による殺菌が可能である旨供述していたことなども、■らの供述と同等以上にその信用性が認められ、重視されるべきである。それにもかかわらず、原判決はこの点について何ら言及していないのであって、原判決は、■らの供述の信用性に対する評価を誤っている。

(2) 原判決における■らの供述の信用性に対する評価の誤り(その2)

さらに、原判決は、■の供述について、「最低温箇所の指摘は具体的である」などと判示する(原判決86ページ)。

しかし、前記第3の3(4)ウ(イ)のとおり、■の供述は、温度が上がりにくい箇所として乾燥室測定口を明確に指摘したのではなく、どの程度の菌を死滅させれば「殺菌」に当たるかという「殺菌」の解釈について争った上

で、それについて応援検事から追及されて、温度が上がりにくいと考えられる箇所の一つとして「測定口」を挙げたにすぎず、更に本件要件ハの「内部」が噴霧乾燥器の「システム」全体に渡るという独自の主張を展開するに至っていたのであり、温度が上がりにくい箇所として乾燥室測定口に言及したのは、独自の主張を正当化するための弁解の一つにすぎない。本件の公訴取消しの原因が乾燥室測定口の温度にあり、結果的に、本件公訴提起後に行われた再実験により判明した最低温箇所が、■が温度が上がりにくい箇所として挙げた「測定口」とたまたま一致したからといって、■供述の「指摘は具体的である」とするのは、公訴提起後の事情を加味した評価であり、正に後付けの、後方視的な観点からの評価というほかない。

(3) 原判決における ■らの供述の信用性に対する評価の誤り(その3)

また、原判決は、■の供述が変遷していることについて、「■は、■
■検事の取調べにおいて、警視庁公安部の取調べの際には、一部の菌でも殺菌でできれば本件要件ハに該当すると考えていた旨供述していることからすると(甲150別紙・4ないし6ページ)、■の警察官調書の供述は誤解に基づくものであることは明らかであって、同人の供述が変遷しているという評価は正しくない。」などと判示する(原判決88ページ)。

この点、原判決が指摘する変遷の理由は、■が、警視庁公安部警察官の取調べにおいて本件要件ハの客観的構成要件該当性を認めていた理由を検事から問われたのに対して、「殺菌」の定義を誤解していた旨説明した部分(甲150別紙・4ないし7ページ)を指していると思われる。

しかし、■自身は、警視庁公安部警察官の取調べにおいて温度が上がりにくい箇所を指摘していなかった理由として、そのような説明はしていない。

■が警視庁公安部警察官による取調べにおいて温度が上がりにくい箇所の指摘をしなかった理由は、前記第3の3(4)ウ(イ)のとおり、■が「いや

その時はしてないんですね」、「いや、ただ今どこが上がらないんですかって改めて聞かれるんで、答えただけです。」(甲150別紙・17ページ)と供述しているとおり、警視庁公安部警察官からは温度が上がりにくい箇所を聞かれなかったからであるとするものである。この点、■■■■が、警視庁公安部警察官の取調べにおいて、一審原告会社の噴霧乾燥器について、装置内部に高温が行き渡る構造になっていることから熱風による殺菌が可能である旨を複数日にわたって繰り返し供述して供述調書に署名した(丙32の1・3ページ、丙32の2、丙33・3ページ、丙34・11ページ)ことからすると、警視庁公安部警察官から聞かれなかったから答えなかったとの言い分は信用し難く、むしろ一審原告会社の技術者である■■■■の立場からすれば、一審原告会社の噴霧乾燥器に温度が上がりにくい箇所があり、「殺菌」ができない可能性があるのであれば、警視庁公安部警察官の取調べの段階であっても、また、警察官から質問されなくても、積極的に一審原告会社に有利な事情を説明・主張するのが自然であり、「聞かれなかったから答えなかった」というのは、およそ考え難いことである。

(4) 小括

以上のとおり、①■■■■は、一審原告大川原ら3名と強い利害関係を有しており、虚偽供述をするおそれが典型的に認められたこと、②一審原告会社従業員らは一審原告大川原らが第1事件につき逮捕・勾留された後、検察庁からの出頭要請を拒否するなど非協力的な態度を示していたこと、③勾留16日目に至って■■■■が応援検事にした供述には噴霧乾燥器に温度が上がりにくい箇所があるか否かという本件要件ハの客観的構成要件該当性という重要な点に変遷があったにもかかわらず合理的な変遷理由を説明することができていなかったこと、④変遷後の応援検事に対する■■■■の供述は具体性を欠いていたこと、⑤■■■■や■■■■の応援検事に対する供述内容や供述の時期の共通性

からすると、■には、■や■との通謀の可能性も認められたことなど、■の供述には、信用性に疑義を抱かせる事情が多々見られた。そうだとすれば、■の応援検事に対する供述は、警視庁公安部の実施した温度測定実験結果に疑義を生じさせるものとは言い難く、本件公訴提起時における証拠関係を前提とすれば、通常の検察官において、再度の温度測定実験を実施する契機となり得るほどの信用性も認められないものであったといえる。それにもかかわらず、■の変遷後の供述を前提に、本件噴霧乾燥器1の最低温箇所を検証が必要であったと判断した原審裁判所は、第2事件に係る本件公訴提起後に行われた弁護人の再実験の結果、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことが判明したという本件公訴提起後の事情を実質的に重視して評価したことは明らかであるが、これは後方視的な観点からの評価というほかない。

原判決は、本件公訴提起時における通常の検察官の視点から見た場合には、■の供述の信用性及び証拠価値を過大に、かつ、後方視的な観点から評価しているといわざるを得ず、■の供述の信用性に関する評価を誤っている。

3 「再度の温度測定を行っていれば、本件噴霧乾燥器1の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できた」とする原判決の評価の誤り

(1) 原判決における再度の温度測定に関する評価

原判決は、■検事が通常要求される捜査を遂行すれば、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハの規制対象に当たらないことの証拠を得ることができたこと
の理由として、「⑤原告らの弁護人が公判前整理手続中に証拠申出した再実験」及び公訴取消しに至った検察官による再度の実験、すなわち、「⑥弁護人の再実験を受けて、検察官において再度実験を行った」ことを踏まえ、「再度の温度測定を行っていれば、本件噴霧乾燥器1の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できたといえる」を指摘する(原判決86ページ)。

しかし、以下で述べるとおり、弁護人が本件噴霧乾燥器の一部の箇所について細菌を死滅させるに至らないことを把握することができたのは、一審原告会社の従業員らによる長期間かつ多数回にわたる実験を繰り返した結果であって、原判決がどのような「再度の温度測定を行ってれば、本件噴霧乾燥器1の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できたといえる」(原判決86ページ)という評価は、正に後方視的観点からの評価、あるいは、結果論としての評価というほかない。

(2) 弁護人の再実験の内実

ア 弁護人の再実験

弁護人が再実験に要した回数や期間は、以下のとおりである。

(ア) 一審原告会社は、第2事件に係る本件公訴提起後、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの客観的構成要件該当性を充たさないことの立証をするため、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いて実験を行ったが、その回数は、合計72回という極めて多数回にわたるものであった(甲15ないし22の2等、原判決101及び102ページ参照)。

このうち、公訴取消しに至る理由となった実効的な実験は6回のみであり、これらの実験が行われた日時は、以下のとおりである(原判決78ないし80ページ)。

(イ) 令和2年7月21日

一審原告会社において、本件噴霧乾燥器2で液体を噴霧せず、空焚きを5時間25分継続する方法で温度測定実験を行ったところ、乾燥室測定口の最高温度が59.2度までしか達しないことが分かった(甲16)。

(ロ) 令和2年7月28日

一審原告会社において、本件噴霧乾燥器1で液体を噴霧せず、空焚きを7時間15分継続する方法で温度測定実験を行ったところ、乾燥室測

定口の最高温度が53度までしか達しないことが分かった(甲15)。

(エ) 令和3年2月8日

一審原告会社において、本件噴霧乾燥器2で粉体製造後に粉体が残留した状態で、空焚きを約5時間継続する方法で温度測定実験を行ったところ、粉体が堆積した状態における乾燥室測定口の最高温度が38度までしか達しないことが分かった(甲18)。

(オ) 令和3年2月15日

一審原告会社において、本件噴霧乾燥器1で粉体製造後に粉体が残留した状態で、空焚きを約5時間継続する方法で温度測定実験を行ったところ、粉体が堆積した状態における乾燥室測定口の最高温度が34.8度までしか達しないことが分かった(甲17)。

(カ) 令和3年5月27ないし31日

一審原告会社において、粉体の状態の大腸菌を50度、9時間の条件で乾熱処理した場合、大腸菌が死滅するかの実験を行い、その結果、粉体の状態の大腸菌を50度、9時間の条件で乾熱処理しても、粉体層の厚さが1ミリメートル以上であれば、粉体中から生きています大腸菌が確認された(甲19)。

(キ) 令和3年5月27ないし31日

一審原告会社において、本件噴霧乾燥器2を使用して大腸菌の粉体を製造した後、9時間にわたり空焚きを継続し、同装置内部に残留した粉体を培養したところ、乾燥室測定口及びサイクロン入口測定口に堆積した粉体内から生きています大腸菌が確認された(甲21)。

イ 弁護人の再実験に対する評価

(ア) 以上のとおり、本件各噴霧乾燥器について温度が上がりにくい箇所を特定するためには、原判決がいうところの「本件噴霧乾燥器1の構造に

関して(中略)熟知している」(原判決86ページ)一審原告会社従業員をしても、極めて多数回かつ長期間にわたる実験を実施する必要があったことが認められる。

すなわち、本件要件ハの客観的構成要件該当性を充たさないことが判明するまでには、一審原告会社をしても、試行錯誤を繰り返し、ようやくたどり着くことができたほど、困難な作業であった。

(イ) また、仮に、原判決が認定するとおり、■の供述に信用性が認められるとすれば、■は、以前から本件各噴霧乾燥器に温度が上がりにくい箇所があることを具体的に把握していたことになるから、第1事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起の前から(遅くとも令和2年3月27日の検察庁における取調べにおいて一審原告会社の噴霧乾燥器内の温度が上がりにくい箇所を供述した後、直ちに)乾燥室測定口等の温度測定実験を実施することが可能であり、かつ、同実験を実施していれば、本件要件ハの客観的構成要件該当性(最低温箇所の特定)に疑義があることを速やかに明らかにすることができたはずであるところ、実際には、そのようにはならなかった。このことからすると、一審原告会社の他の従業員らにおいても、■の供述について、当初は信用性を認めていなかったため直ちに(一審原告大川原ら3名が公訴提起される前に)温度測定実験を実施しなかったか、あるいは、■の供述に依拠して温度測定実験を実施してもすぐには本件要件ハの客観的構成要件該当性(最低温箇所の特定)に疑義を抱かせる結果を得ることができなかったものと推認される。

そして、前記アのとおり、本件各噴霧乾燥器の構造を熟知しているはずの一審原告会社の従業員をしても、最低温箇所が測定口であることの特定には約10か月もの長期間かつ72回もの多数回の実験を要したこ

とからすると、本件各噴霧乾燥器の構造を熟知している者にとっても、その最低温箇所が測定口であることが当初から明確であったわけではなく、むしろ専門的知識を有する技術者が多数回の実験により試行錯誤を繰り返してはじめて特定することができるほど困難なものであったといえるのであるから、本件各噴霧乾燥器の構造について必ずしも熟知していたわけではない検察官にとって、本件公訴提起時において本件要件ハの客観的構成要件該当性(最低温箇所の特定)に疑義があることを認識し、再度の温度測定実験を行うことは容易ではなかったといえる。

(3) 原判決の評価の誤り

それにもかかわらず、原判決は、前記(1)のとおり、「再度の温度測定を行っていれば、本件噴霧乾燥器1の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できたといえる」(原判決86ページ)とするが、実際は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定が、その構造を熟知していた一審原告会社従業員をしても、約10か月という長期間かつ72回という多数回にわたって実験を繰り返し行わなければ把握することができないほど困難なものであり、かかる長期間及び多数回の試行を繰り返さなければ結果が得られない実験について、「通常要求される捜査」の範囲とはいえないことは明らかである。

結局、原判決の前記評価は後方視的観点からのもの、あるいは、結果論というほかない。

4 勾留請求の違法性の判断基準についての誤り

- (1) 原判決は、第1事件について、■■■■検事が測定口等の温度の検証をしないまま本件公訴提起に至った点について国賠法1条1項の適用上違法と認定した上で、第2事件に係る本件勾留請求については、「この点の捜査を尽くすことなく、第2事件に係る勾留請求を行い本件公訴提起をした■■■■検事の判

断は合理的な根拠を欠いており、国賠法1条1項の適用上違法と言わざるを得ない」(原判決87ページ)とだけ判示している。

- (2) しかし、前記第2の3で述べたとおり、検察官の勾留請求に当たって要求される犯罪の嫌疑の程度は、公訴提起に要求される犯罪の嫌疑の程度より低いもので足りるのであり、検察官の勾留請求が国賠法1条1項の適用上も違法であると評価されるのは、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求がされた場合であることを要すると解するのが相当である(前掲東京地裁平成2年6月12日判決)。

原判決は、このような公訴提起に求められる嫌疑の程度と、勾留請求に求められる嫌疑の程度の違いを考慮することなく、第1事件の本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法であるから、その後に行われた第2事件に係る本件勾留請求についても当然に国賠法1条1項の適用上違法となる旨判示しているが、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由について、事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求がなされた事案であるか否かという検討が全くなされておらず、原判決の判断枠組みは、誤っているというほかない。

5 結論

以上のとおり、第1事件に係る本件公訴提起時までに■■■■検事が現に収集していた証拠資料及びこれらの証拠資料を踏まえて■■■■検事が行った判断過程(前記第3の3)を前提とすれば、第1事件に係る本件公訴提起並びにその後の第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起が有罪判決を期待し得る合理的

審原告会社の損害額は過大である。

2 原判決が認定した刑事弁護費用全額が損害であると認めることには疑義があること

国賠法1条1項の損害は、違法行為と相当因果関係が認められる範囲に限られるところ、原判決は、一審原告会社が高田弁護士らに実際に支払った刑事弁護費用全額を一審原告会社の損害と認めている(原判決102ページ)。

この点、不法行為や行政庁の違法行為により訴訟の提起及び追行を余儀なくされた場合においては、その訴訟の提起及び追行のために支出した弁護士費用のうち、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる範囲内の費用は、当該不法行為又は違法行為と相当因果関係のある損害と解されている(最高裁昭和44年2月27日第一小法廷判決・民集23巻2号441ページ、最高裁昭和44年3月6日第一小法廷判決・集民94号543ページ)。

そして、刑事事件についても、法的な知識が十分ではない被疑者・被告人としては、弁護士に依頼しなければ十分な防御活動を行うことはできないから、検察官による勾留請求又は公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法である場合には、当該刑事事件の防御活動のために支出した弁護士費用のうち、事案の難易その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる範囲内の費用は、当該違法行為と相当因果関係のある損害と解される。換言すれば、当該刑事事件の防御活動のために実際に支出した弁護士費用であっても、事案の難易その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる範囲を超える費用については、当該違法行為と相当因果関係のある損害ではないというべきである。このことは、交通事故により傷害を受けた被害者の治療費が問題となった場合に、「一般に、治療費については、被害者が交通事故により受けた傷害の具体的な内容・程度に照らし、症状が固定するまでに行われた必要かつ相当な治療行為の費用であれば、事故

と相当因果関係のある損害として、その賠償が認められる」ものの、「必要性、相当性がないときは、過剰診療、高額診療として、否定されることがある。(中略) 高額診療とは、診療行為に対する報酬額が、特段の事由がないにも拘わらず、社会一般の診療費水準に比して著しく高額な場合をいう。」(佐久間邦夫ら編「リーガル・プログレッシブ・シリーズ 交通損害関係訴訟〔補訂版〕」124及び125ページ)とされていることからいえる。

本件において、一審原告会社は、私選弁護人として本件各事件に係る一審原告会社及び一審原告大川原ら3名の刑事弁護を高田弁護士らに依頼しているところ、私選弁護人の弁護士費用については、一般的に、既に廃止されているものの日本弁護士連合会弁護士報酬基準や各单位弁護士会の報酬会規を参考にして、弁護士あるいは弁護士法人が報酬基準を定めていることが多いと言われている。そして、従前の日本弁護士連合会弁護士報酬基準においては、事案簡明な事件(特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係が争いがない事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件をいう。以下同じ。)以外の刑事事件については、起訴前及び起訴後の着手金はそれぞれ20万円から50万円の範囲内の一定額以上、報酬金は無罪となった場合50万円を最低額とする一定額以上とされている(丙49)。また、高田弁護士が所属する第二東京弁護士会においても、既に廃止されてはいるものの報酬会規があり、これによれば、事案簡明な事件以外の刑事事件については、起訴前及び起訴後の着手金はそれぞれ50万円以上、報酬金は無罪となった場合60万円以上とされていた。

本件各事件については、事案の難易度が高く、訴訟記録が膨大であったと認められるから、防御活動に必要な経費も含めると、刑事弁護費用として、前記の日本弁護士連合会弁護士報酬基準等で明示されている金額よりも高額になる

ことは、一審被告国として必ずしも否定するものではない。しかし、本件訴訟に提出された証拠(甲125の1ないし126の17)をみても、6332万3242円もの多額の刑事弁護費用を要した理由は不明であり、本件各事件に係る事案の難易その他諸般の事情を斟酌しても、相当と認められる範囲を超える費用が含まれている可能性がある。

したがって、原判決が認定した刑事弁護費用のうちの一部については、本件各事件に係る違法行為と相当因果関係のある損害であることに疑義がある。

3 原判決が認定した一審被告国の損害には、相当因果関係のない損害まで含まれていること

(1) 刑事弁護費用について

原判決が認定した刑事弁護費用6332万3242円全額について、本件各事件に係る違法行為と相当因果関係のある損害であることを前提としたとしても、その全額について一審被告国の違法行為と相当因果関係のある損害と認めた原判決は誤りである。

すなわち、原判決の認定を前提とすれば、一審被告国の違法行為は、第1事件に係る本件公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起であるところ、一審原告会社が支払った刑事弁護費用のうち、一審被告国の違法行為と相当因果関係が認められる損害は、第1事件に係る本件公訴提起が行われた令和2年3月31日以降に生じたものに限られるというべきである。したがって、少なくとも一審原告会社が令和2年3月分として支払った刑事弁護費用(甲125の1、126の1)は、公訴提起当日の令和2年3月31日分を除き、一審被告国の違法行為と相当因果関係は認められない。

(2) 信用毀損による損害について

また、原判決は、一審原告会社の信用毀損による損害が1000万円であると認定し、その全額を一審被告国との関係でも相当因果関係を認めている

(原判決100及び101ページ)。

この点、原判決は、本件各報道(甲113の1ないし114の6)により一審原告会社の信用が毀損されたと認定しているところ、本件各報道の中には一審被告国の違法行為とは関係のない第1事件に係る本件逮捕のみの報道も含まれている(甲113の1ないし113の4)。そうすると、一審原告会社の信用毀損による損害には、第1事件に係る本件逮捕のみによって生じた損害も含まれているというべきである。

したがって、一審原告会社の信用毀損による損害の一部については、一審被告国の違法行為と相当因果関係は認められない。

4 小括

以上のとおり、原判決が認定した一審原告会社の損害は過大であるから、一審被告国の違法行為を前提としたとしても、一審被告国が損害賠償義務を負う範囲は、当該違法行為と相当因果関係のある損害に限定すべきである。

第6 結語

以上のとおり、■■■■検事の第1事件に係る本件公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起に職務上の注意義務違反があったとは認められず、これを認めて、一審原告らの請求を一部認容した原判決には明らかな誤りがあるから、原判決の一審被告国敗訴部分を取り消した上で、一審原告らの一審被告国に対する請求をいずれも棄却すべきである。

また、仮に、■■■■検事の第1事件に係る本件公訴提起並びに第2事件に係る本件勾留請求及び本件公訴提起が国賠法1条1項の適用上違法と認められるとしても、原判決における一審原告会社の損害の認定には誤りがあるから、原判決を取り消した上で、更に相当な裁判を求める。

以 上